

令和3年第3回定例会会議録（第5号）

令和3年9月21日

○出席議員（23名）

1番	榊田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	末田信也君
企画戦略部長	安部政信君	観光・産業部長	松川幸路君
公営事業部長	上田亨君	市民福祉部長兼福祉事務所長	田辺裕君
いきいき健幸部長	内田剛君	建設部長	松屋益治郎君
市長公室長兼自治連携課長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
教育部長	柏木正義君	消防長	須崎良一君
上下水道局次長	山内佳久君	総務部次長	工藤将之君
総務課長	牧宏爾君	財政課長	矢野義知君
情報政策課長	新貝仁君	観光課長	日置伸夫君

産業政策課長	竹元 徹 君	市民課長	大石 宗徳 君
生活環境課長	堀 英樹 君	高齢者福祉課長	入田 純子 君
子育て支援課参事	内田 千乃 君	いきいき健幸部次長	大野 高之 君
健康推進課長	樋田 英彦 君	スポーツ推進課長	中西 郁夫 君
都市計画課長	籠田 真一郎 君	都市整備課長	山田 栄治 君
防災危機管理課長	中村 幸次 君	教育政策課長	奥 茂夫 君
学校教育課長	北村 俊雄 君	学校教育課参事	利光 聡典 君
消防本部次長 兼庶務課長	浜崎 仁孝 君	消防本部警防課長	井元 隆文 君
上下水道局下水道課長	田邊 和也 君		

○議会事務局出席者

局 長	花田 伸一	議事総務課長	佐保 博士
補佐兼議事係長	藤内 洋一	総務係長	市原 祐一
主 査	浜崎 憲幸	主 査	松尾 麻里
主 任	佐藤 雅俊	速 記 者	桐生 正子

○議事日程表（第5号）

令和3年9月21日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、去る9月17日の森大輔君の一般質問中、一部不適切な発言があり、本人より、これを取り消したい旨の申出がありましたので、議長において会議録を調整の上、関係部分を削除いたしますので、御了承願います。

これより会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、17日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○19番（松川峰生君） それでは、先に議長の許可をいただきたく、4番を1番に質問したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松川章三君） はい、どうぞ。

○19番（松川峰生君） それでは、今、時代とともに子どもを取り巻く環境が大変変化しております。また新たな問題としてヤングケアラーというのが出てきております。このヤングケアラーは、イギリスで生まれた言葉で、大人が担うような家事や病気、あるいは障がいのある家族の介護を日常的に行っている18歳未満の子どもたちのことを言います。

自由な時間が取れず、学校や進路に影響を及ぼすだけでなく、健全な発育や人間関係の構築を阻むとされ、イギリスでは1980年代末から実態調査や支援が行われてまいりましたが、このヤングケアラーについて子育て支援課、教育委員会はどのような認識を持っているのかお伺ひしたいと思います。

○子育て支援課参事（内田千乃君） お答えいたします。

ヤングケアラーの問題は潜在化しており、表面化しにくいと思っております。ヤングケアラーとされる子どもは、日常的に本来大人が担うとされる家事や家庭の世話をを行うことにより学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったりと、子ども自身がやりたいことができないなど、本来守られるべき子ども自身の権利が守られていないと思われる子どもです。その背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因があると考えております。中にはケアすることが当たり前となっており、自身がヤングケアラーなのか分からないとする子どももいると認識しております。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

教育部といたしましても、子育て支援課と同様の認識であり、子どもの健全な育成と教育に多大な影響を与える問題であると捉えています。

子ども自身がヤングケアラーとの自覚がない、またはそのことを相談できない場合があるとされていますので、子どもの欠席や遅刻、疲れや意欲の低下等の様子から、その背景となるものがヤングケアラーではないか実態を把握していく必要があると捉えているところでございます。

○19番（松川峰生君） 今、答弁をいただきました。ヤングケアラーについては、実は厚生労働省が、家族の介護や世話を担う子どもたちを対象にして実態調査の結果を発表しております。それを見ますと、全国の公立中高2年生を対象とした調査を実施し、1万3,000人余りから回答があり、世話をしている家族がいると答えた中学2年生が約6%、高校2年生の約4%が判明し、深刻な今問題となっております。そのうち、ほぼ毎日世話をしている子どもが3割から6割おります。また、1日7時間以上世話をしている子どもが1割ほどいるということも判明しておりますが、この実態についてどのような見解を持っているのかお伺ひしたいと思います。

○子育て支援課参事（内田千乃君） お答えいたします。

全ての子どもには、生存と発達に関する固有の権利があり、家庭や社会は、子供の養育と発達について責任があると考えております。

別府市では、ヤングケアラーのうち家事、育児、介護などのために欠席や遅刻が多いなど学業に差し障りが出ている場合や、本児の清潔が保たれていないなど、気になる子どもについては、要保護児童対策地域協議会が支援を行っております。要保護児童対策地域協議会では、子育て支援課や教育委員会、学校、スクールソーシャルワーカーをはじめ福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図ることで、世話をしている兄弟児の保育所入所や家族の福祉サービス利用などにつなげているところでございます。

- 19番（松川峰生君） 実際に家族の世話をしているこのヤングケアラーは、実際どのくらいいるのかという国の調査の回答では、中学生2年約5,500人が回答した中で、約320人の回答では、世話の対象は兄弟・姉妹が約61.8%が最も多く、父母23.5%、祖父母14.7%と続き、家族の世話をしている。答えた生徒のうち家族の世話のため、やりたいことができないということが大いに問題に今なっているところであります。その問題につきましては、どのような問題かといいますと、「自分の時間が取れない」、「宿題や勉強の時間が取れない」、「睡眠が十分に取れない」、「友達と遊べない」、「進路変更を考えざるを得ない」、「進路を変更したい」、あるいは「学校に行けない」という切実な問題も浮き彫りになっております。

こうした世話をしている生徒の早期発見には、生徒が遅刻や欠席をした場合に、学校の担任の先生ははっきりこの事情を聞き、家庭環境を把握することが最も重要ではないかなと、このように思っておりますけれども、本市では、ヤングケアラーとされる子どもたちの実態の現状を把握しているのかどうかお答えください。

- 子育て支援課参事（内田千乃君） お答えいたします。

国の実施したヤングケアラーの実態に関する調査研究は、全国の中学校・高等学校の約1割を無作為に抽出したメール調査であるため、都道府県別のデータは存在いたしません。このため、先日の大分県議会で明らかにされましたが、大分県が今年10月に実態調査を実施し、本年度中には結果を公表する予定としております。対象は、小学校5年生から高等学校3年生の全児童生徒であり、その内容といたしましては、ヤングケアラーとしての自覚、ケアの対象者及びその内容、時期、頻度などの現況、相談先や求める支援など、ヤングケアラー自身の状況を調査するものと伺っております。この大分県の実態調査により別府市の実態も把握できるものと考えております。

- 19番（松川峰生君） ヤングケアラー、これ、日本語でどのように訳すかということで、「ヤング・若い」、「ケアラー・世話をする」でいいのかなと思うのですけれども、寺岡先生、これでいいですか。はい、ありがとうございます。お墨つきをいただきましたので、ヤングケアラー、「若い世話をする人」というふうに日本語で考えたらいいかと思います。

今、参事のほうから答弁がありましたけれども、私も某新聞でこの件、読ませていただきました。県がそのような実態調査をするということで、ぜひ行っていただきたいな、早い調査の結果を聞きたいなと思っておりますけれども、厚労省と文科省の調査では、自ら、問題はヤングケアラーと認識している中学生が1.8%止まり。実態の見えづらさもあると指摘しておりますけれども、さらにこれから少子化が進む中、少子高齢化が進む中、時に団塊の世代が介護を受ける時代には、このヤングケアラーがさらに増加するという可能性が大であると私は考えておりますけれども、国内では埼玉県あるいは三重県名張市がケアラー支援条例をつくっておりますけれども、別府市としては、今後のこの支援や対応についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

- 子育て支援課参事（内田千乃君） お答えいたします。

支援においては、ヤングケアラーであることを発見することと、子どもの状況や意向に

応じた支援に結びつけていくことの2つをセットで考えていくことが重要となりますので、学校や福祉、医療サービス、行政機関等の関係機関との連携協力が必要になります。

現在、支援を行っている要保護児童対策地域協議会は、児童福祉に関する機関だけではなく多様な機関で構成されており、所管を超えた連携を行うための組織体です。このため、要保護児童対策地域協議会においてヤングケアラーに対する援助等が検討されることは、多様な機関による支援に円滑につながりやすいと考えております。

現在、支援を行っている御家庭への継続支援はもとより、今年度実施予定の大分県による実態調査の結果を踏まえ、国の動向も注視しながら、既存の事業を利用し子どもの状況や意向に応じた具体的な支援の事業化を行っていきたくと考えております。また、実態調査を行うことによってヤングケアラーであることを子ども自身が認識し、教員等に相談に来る可能性もあります。

ヤングケアラーの支援につきましては、学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用を含め、福祉部門と教育部門が共同で行いたいと考えております。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

教育部といたしましては、日々の学校生活の把握からヤングケアラーを発見しやすい立場にあることを認識し、常に実態把握に努め支援につなげていくよう、校長会等を通して教職員に周知をいたします。

各学校では、教育相談コーディネーターを中核とした組織的な教育相談体制を推進しているところでございます。ヤングケアラーの可能性を意識した日々の学校生活の見守りと、心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用した児童生徒のアセスメントにより、子育て支援課等関係機関と連携した具体的な支援につなげてまいります。

○19番（松川峰生君） 先般、今御答弁いただきましたけれども、これもある新聞に出ておりましたけれども、このような記事が載っておりました。大変興味がありましたので、少し披露させていただきたいなと思います。

「ある日、母親がくも膜下出血で倒れ、体が不自由になった。父親は単身赴任中で、中学2年の長女が、小学校2年の妹の世話をしながら料理や洗濯などの家事をこなす。やがて勉強や友達の話についていけず孤立感を深める。今の時代、高齢者の在宅介護が推奨される一方、少子化や離婚による独り親家庭の増加などで世帯人数が減少している。単身赴任が多い。何かあれば子どもでも祖父母や親、兄弟を介護する可能性がある。だが、教育の機会や友達まで奪ってはならない」という、未来の子どもにこういう負担をかけてはいけないという記事が載っておりました。

今後、先ほども答弁がありましたけれども、国や県の実態調査をしっかりと把握して、別府市においてもこのヤングケアラーの実態を担当課と教育委員会が連携して細かく調査分析し、支援強化に向けての取組をお願いしたいと思います。課が分かれるので大変だと思えますけれども、その辺はしっかりと取り組んでください。よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次は水難から貴い命を守る水泳ということで少しお尋ねをしたいと思います。

その前段で、実はこの20年間で統廃合を除き全国の公立プールが2,000ほど消えています。様々な理由がありますけれども、老朽化で使えなくなったとか、あるいは改修・新築もされていない、財政の問題等もあるかと思えます。ということは、児童生徒が水に親しむ場所がさらに減少しているという状況であると思えます、20年間の話ですけれども。

このプールはもちろん水泳授業にも使われて、あるいは一般開放で使うこともありますけれども、何かあったときの防火用水としても使う機能があるということ、先に認識しなければならないなと思います。

さて、近年、教員採用試験時に水泳実技試験が、今なくなりつつあります。私の個人的

な見解なのですけれども、今から30年ぐらい前、当時、将来先生になるという方が尋ねて来られまして、何とか2か月で25メートルを泳げるようにしてほしいという話がありました。もちろん私も2人ほど当時実技で指導したことがあります。その方に聞いたら、先生になるので、受験に水泳の実技があるということで、おかげさまでその当時、女性の方だったのですけれども、2人とも何とか2か月で25メートル泳ぐようになりましたという話もあります。

今回、県教委では、この水泳の実技試験が廃止になっていると思いますけれども、それはいつ頃からか。並びにその理由について伺いたいと思います。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

大分県公立学校教員採用選考試験を実施する大分県教育委員会に確認をしたところ、保健体育科以外の中学校教員については平成21年度から、小学校教員については令和元年度から水泳実技試験がなくなっています。

その理由につきましては、当時は多くの教員養成系大学学部で水泳授業が必修となっており、教員免許取得時に一定の水泳能力が担保されていることから、受験者の負担を考慮した上での変更と聞いております。

○19番（松川峰生君） 一定の能力があるということで担保しているということですが、それを実際に泳げるかどうかの確認はなされていないのではないかな、そのように推測します。

そこで、中学の先生は教科担任制なので体育の先生が多分水泳の実技を教えると思いますが、小学校の先生はそれぞれ自分の受け持ちの子どもを教えると思いますので、一度小学校の先生については泳力が、どのくらい泳げるか調査を一回していただくとありがたいかな、このように思っております。なぜならば、先生が泳げなければ、子どもが泳ぐ指導はなかなか難しいのではないかな、そのように思います。

例えば陸上の競技ですと、投げる、走る、例えば跳ぶという競技、例えば走る。それぞれ走るのに速さが、速いとか遅いとか技術面がありますけれども、みんな走れるのですよね。それから跳ぶ、これもほとんどの人が、距離は別にして跳ぶのもできるし、投げる、ボールを持って投げるのも、方向や距離は別にしてみんなできると思うのです。

今少し触れますけれども、大谷選手が大リーグで頑張っております。私はあまり野球は得意ではないのですけれども、朝早いとき、あれをつけて大谷選手の応援をいたしております。やっぱり打つ、跳ぶ、走る、すばらしいと思いますけれども、これは恐らくほとんどの方もこの部分は、技術は別にして打ったりとか走ったり、投げることはできるのではないかなと思います。

中にはできないスポーツもあるかと思いますが、ところが、水泳ははっきりしています。泳げるか泳げないかです。例えばその中で一番、これは私的見解なのですけれども、まずはクロールから入ると思うのです。クロールというのは、まず息継ぎが難しいのですね。これに相当な時間がかかります。息継ぎをして25メートル以上泳げたら、泳げるというふうに私個人は考えています。息継ぎがなければなかなか難しい。もちろん平泳ぎとか背泳ぎとかいうのは顔を出す、背泳ぎは上を向いていますけれども、クロールがなかなかできなければ難しい状況にあるのではないかなと思います。一般的にそのような状況でありますけれども、ぜひ一度泳げるかどうか——息継ぎをして——を一回尋ねていただくとありがたいかなと思います。

その泳ぎを習得する大事な水泳授業が、昨年に続き今年も中止になりました。その経緯と理由について伺いたいと思います。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

水泳授業は、子どもたちが楽しみにしている授業であり、昨年度も実施できなかったこ

とから、本年度は感染症対策を講じた上で実施したいと検討を重ねました。

水泳授業の実施の判断について文部科学省は、「地域の感染状況を踏まえて十分な感染症対策を講じた上で、実施について検討すること」と通知しており、具体的な対策として、ドアノブやシャワーや洗顔機の水洗など児童生徒の手が触れる箇所は適宜消毒を行うこと、プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔を2メートル以上保つこと、更衣室で児童生徒間の距離が確保できない場合は、少人数の利用にとどめることなどを示しております。この方針に基づき、実施に向けて校長会と協議を重ねましたが、県内の感染拡大が懸念される状況の中で感染対策の徹底が困難であるとの判断から、5月末に水泳授業の中止を決定いたしました。

- 19番（松川峰生君） コロナで水泳授業を中止するというのに拍車をかけているのではないかな、そのように今答弁の中でありましたけれども、各自治体の通知を調べますと、やはり今、答弁と同じように密が避けられない、健康診断をしていないなどの理由が上げられておりますが、泳ぐことは、学校で身につける基礎学力の大切なものであると思います。何よりも水泳を楽しみにしている子どもたちがかわいそうだというふうに私は思っており、誠に残念であります。

先ほど、中止の理由を様々、それぞれ上げていただきましたけれども、例えば1番については、これは別にプールの中でなくても、学校の中で教室のドアを開けたりとか、そういうふうなことも兼ねてくれるので、プールの授業だけではないと思いますけれども、今、例えばプールサイドではなく、児童生徒の距離を2メートル。使うときにあのかい25メートルのプール、泳ぐときに1時間まともに全部授業をすることはないはずで、何分か泳いだら何分か上がるので、それなら初めから子どもを、生徒さんを半分に分けて泳がせるとか、そういうふうなこともできる。それから、更衣室が密であれば、教室を分けて使うとか、いろんな方法があるだろうと思うのです。恐らくそこまで考えての中止にしたのではないかなというふうに私は推測いたしておりますけれども、文部科学省の学習要領では、小中学校の水泳授業についての位置づけはどのようにうたわれていますか。

- 学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

水泳授業は、小学校では6つの運動領域の1つである水泳運動系として、中学校では8つの運動領域の1つである水泳として、小中学校の全ての学年に位置づけられています。小学校低学年では、水の中を移動する運動遊びや潜る・浮く運動遊びを通して水に親しむ楽しさや喜びを味わうことを重視し、中学校3年では、複数の泳法について記録の向上や競争の楽しさを喜び味わい、効率的に泳ぐ技能を身につけさせるなど、発達段階に応じて系統的な狙いが示されています。また、小中学校を通して水泳の事故防止に関する心得を扱うこととなっております。

- 19番（松川峰生君） 今様々な御答弁をいただきましたけれども、今、多くの水泳の授業でやることがあると思います。これを聞きますと、やはり先生が絶対に泳げなければこの指導は難しい。改めてどの程度泳げるか、調査のほうをお願いしたいと思います。

次に、学習指導要領では、この水泳授業時間数をどのように定めているのか伺いたいと思います。

- 学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

学習指導要領では、各教科等の年間授業時数のみが示されており、教科の各単元の授業時数は、学校長が教育課程を編成する際に割り当てることとなります。体育及び保健体育の年間授業時数は、小学校では学年により90時間から105時間、中学校は全学年とも105時間ですが、水泳に割り当てられる授業時数は、小学校・中学校ともおおむね10から15時間程度となります。

- 19番（松川峰生君） 今、おおむね水泳授業は年間15時間から20時間。これ、2年間中

止になりましたので、その倍して30時間から40時間水泳授業がなくなったということでもありますけれども、今の6年生は、5年生のときなくて、今年ないから、2年間水泳の授業がなかったということになりますね。ということは、これだけの時間があれば、ある程度の子どもは泳力がつくのではないかな。特に小学校の高学年は何でも覚えがいいと思いますので、つくと思いますけれども、中には泳げないまま卒業する児童もおるのではないかな、そのように心配しているところもありますけれども、中止によりこの水泳授業に本来使われている時間はどのように、ほかに使われたのか答弁ください。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

水泳授業を実施しない場合でも、水難事故から子どもたちの生命を守ることにつながることから、水泳の事故防止に関する心得については、必ず指導することとしています。その他の時間については、体育及び保健体育の他の領域の授業時間に充てております。

○19番（松川峰生君） では、具体的にはどのような授業に使われたのかお答えください。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

各学校において水泳授業を実施する予定であった10から15時間のうち、2時間程度を使って水泳の事故防止に関する心得を指導いたしました。小学校では、教室で着衣のまま水の落ちたときの浮き方などを、中学校では、保健分野で溺れている人を見つけたときの対処としての救助法と留意点などを指導しております。残りの授業時数は、球技や陸上競技など、他の運動領域の授業を実施いたしました。

○19番（松川峰生君） 様々な体育の時間、授業をやったということですがけれども、どんなにやっても、水泳は陸上では覚えません。水の中に入って初めて水泳の技術が身につきます。その辺のところを、しっかりと理解していただきたいなと思っております。

そこで、次に小学校の水泳授業は中止になりましたけれども、今年、新青山プールが一般開放されましたが、この開放に当たりどのような利用条件をつけたのか伺いたいと思います。

○スポーツ推進課長（中西郁夫君） お答えします。

青山プールの感染症対策のための利用条件については、新型コロナウイルス感染症に対応した別府市運動スポーツガイドラインで定めております。その内容は、1、利用当日に利用者から氏名・年齢・住所、連絡先、当日の体温、利用前2週間の体調などを記入していただく確認票の提出を求め、体調がよくない場合は利用を自粛していただきます。2番目、受付時や着替など、運動をしていない際や対話する際にはマスクの着用、3番目、こまめな手洗い、アルコール消毒等による手指消毒の実施、4番目、他の利用者との距離の確保、できるだけ2メートル以上開ける。5番目、利用中に大きな声を出さないととなっております。

○19番（松川峰生君） 青山プールも、私も何回か今回の質問をするために自分で見に行ったり、あるいは水泳大会のときも見させていただきました。今答弁をいただいたけれども、半分以上守られていない。それはどうしてかといいますと、2メートルなんというのは、プールに子どもが入って行って、上から言っても聞こえるわけがない。これは現実。それから、更衣室においても、一日中指導員の方が更衣室におるわけがない。ましてや女子の更衣室もあります。

それから、あそこに、青山プールに行きますと、20人以上になったら一応止めてくださいよと、ちゃんときちんと貼り紙はしているのですけれども、実際、来た方がそれに入って中でなかなか、トラブルもあったと聞いています。来たのに、知らなかったとか。では、市報でも載せたのかという話があったけれども、私が市報を確認した限り、市報にもそのようなことがなかったような気がします。もし間違ったら、後で言ってください。実際は思ったような状況ではないということ。

それから、4年生以下は保護者同伴なのですね、青山プール。そうですね。ところが、同伴できる子どもはいいのです。中には共稼ぎとか、御両親が、あるいは様々な理由で行きたくても行けない子どももいます。そういうこともしっかりと今後対応していかなければいけない、そのように私は思っております。

これは、実は今回機構改革で、以前教育委員会の中にスポーツ振興課がありました。これが今回、スポーツ推進課としていきいき健幸部に移っていますね。なかなか、前、教育委員会の中であればいろんな話ができただけ分かれぬけれども、意思の疎通ができていなかったのではないかなと思います。

私は、学校の水泳授業と一般開放は一体と考えております。もし水泳授業を中止するのであれば、一般開放も中止すべきだというふうに思っておりますので、ぜひ来年度、このことも含めて検討していただければありがたいと思います。特に次年度もコロナの収束は先が見えません。しかしながら、水難事故で貴い命を守ることができるこの水泳授業は、ぜひとも再開することをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。次は、ヘルメット着用義務化について伺いたいと思います。

今年4月1日に大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行され、また自転車保険加入の義務化が同じく6月1日に施行されましたが、まずは大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について、この条例の背景及び目的について伺いたいと思います。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

本条例に至る背景といたしましては、近年の大分県の自転車事故の特徴が上げられます。具体的には高校生の負傷者数の割合が高く、時間帯といたしましては登下校時が多くなっていること、また、2019年5月に大分市内において高校生が運転する無灯火の自転車と歩行中の60代女性が衝突し、女性が死亡する事故が発生していること等でございます。そのようなことから、自転車の利用に関わる交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とし、交通安全教育等に努めること、反射材やヘルメット等の使用に努めること、そして通学時のヘルメットの着用の努力義務、自転車保険の加入の義務化等が、本条例にて定められました。

○19番（松川峰生君） この条例の主は、通学時のヘルメット着用について明記されていますけれども、問題は、通学時以外でも自転車を利用している児童生徒がいます。私が見た限りヘルメットを着用している児童生徒は皆無に等しい状況ではないかなと思っております。事故は通学時だけではなく、日々の生活の中で起こり得る可能性が大であります。児童生徒の安全を確保するためにも、自転車利用の場合はヘルメット着用を積極的に推進すべきだと思いますけれども、これについての見解を伺いたいと思います。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

市内の小中学生においては、毎年数件ではありますが、飛び出しや出会い頭による自転車乗用中の事故が発生しております。命に関わる重大な事故になり得るものと捉えていますので、子どもの安全を確保するために交通安全教育の推進とともに、ヘルメットの着用の促進について積極的に進めてまいります。

○19番（松川峰生君） 今、交通安全教育という答弁がありましたけれども、実際にはどのような教育をしているのかお答えください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答え申し上げます。

小学校1年生と幼稚園児及び幼稚園児の保護者を対象として移動安全交通教室「とんとんとまれ」を開催し、横断歩道や踏切を設置したコースを安全に通行する練習を行っています。また、小学校3年生を対象に自転車交通安全教室を開催しています。グラウンドに

設置いたしましたコースを五、六名のグループごと自転車または徒歩にて通行し、ルールやマナーについての練習を行っているところでございます。本年度より条例についての指導も行う予定にしております。中学校におきましては、毎年ローテーションにて自転車安全利用モデル校を1校指定し、スタントマンによる事故の再現を体感する等の学習を行っているところでございます。

さらに、年4回開催する全国交通安全運動におきましても、児童会や生徒会の取組等による啓発活動を行うとともに、自転車安全利用五則に加え、県条例についての指導を行っています。長期休業前等の生活指導においても、各校交通安全指導を行っているところでございます。

県条例が施行され、その内容について子どもへの指導と家庭への周知を行ってまいりましたが、今後も継続し定期的に実施していきたいと考えています。

- 19番（松川峰生君） 大分県自転車の安全に適正な利用の促進に関する条例の第12条の3で、「学校の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする」。条例の第12条の4では、「保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具を使用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする」と明記されていますが、この2点について教育委員会の見解を伺いたいと思います。

- 教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、条例のとおり子どもの安全の確保に向け学校・家庭の取組が重要であると捉えております。学校においては、本条例の周知と指導を含めた交通安全教室を推進してまいります。保護者に対しましても、繰り返しの周知と啓発を行ってまいります。

- 19番（松川峰生君） ぜひしっかりと啓発を行っていただきたいと思います。事故は、いつ、どこで起こるか誰も予測はできません。ましてや乗用車と接触事故でも起こせば、大変な事態が予測されます。自らの安全を確保するためにもヘルメット着用を努めるよう、今後も指導をお願いしたいと思います。

交通安全教室を実施し、ヘルメット着用の推進を図り、万が一にも事故に遭遇した場合に備えて、今回条例になりましたけれども、自転車保険の加入を促進すべきであると思いますが、この自転車保険についての見解をお伺いしたいと思います。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

自転車損害賠償責任保険等への加入の状況につきましては、現在把握ができておりません。自転車通学を実施している地域につきましては、本条例第14条に、学校長は、自転車通学の児童、生徒、または学生及びその保護者に対し保険加入への確認に努めること、加入の確認ができないときは、保険加入に関する情報提供に努めることとあり、各学校におきまして把握ができています。

別府市においては、児童生徒ともに自転車通学が許可されておりましたが、放課後や休日等で自転車を利用している状況がありますので、今後の啓発に向け現状の把握が必要であると捉えているところでございます。

- 19番（松川峰生君） この条例を契機に児童生徒の自転車の所有数、ヘルメットの利用並びに損害賠償責任保険加入の状況について一応調査し、今後の自転車運転の適正利用に向けて参考にしたい、そのように思っているし、また参考にすべきではないかなと思いますが、対応について伺いたいと思います。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

これまで、各学校の交通安全教室等にて子どもへの指導を行うとともに、条例の施行に

合わせて保護者及び子どもが活動を行う社会体育団体等への啓発を行ってまいりました。また、別府市青少年補導員協議会にて条例の内容を共有し、見守り活動の一環としてヘルメットの着用について注視及び報告をいただいています。

今後は、ヘルメットの利用、自転車保険の加入等についての実態調査を行い、その結果を基に関係課、関係機関と連携し、条例の遵守に向けて、手立てについて協議してまいりたいと思います。

- 19番（松川峰生君） 今後、児童生徒が自転車利用時に決して事故を起こさない、起こしてはならないという強い決意で自転車の安全運転推進に努めていただくことをお願いして、この項の質問を終わります。

次に移りたいと思います。消防行政について。

早速ですが、まずは現状の消防職員数、年齢構成、男女比及び条例定数と充足率について伺いたいと思います。

- 消防本部次長兼庶務課長（浜崎仁孝君） お答えいたします。

現在の消防職員数は139名で、うち消防吏員は137名でございます。年齢構成は、30歳未満が33名、30歳代と40歳代が合わせて95名、50歳以上が9名となっており、このうち女性消防吏員が2名いますが、全体の1.5%でございます。また、条例定数は151名であり、充足率は92.1%となっております。

- 19番（松川峰生君） 条例定数に対して職員数が不足している、つまり充足率が足りないという状況ですが、その理由について伺いたいと思います。

- 消防本部次長兼庶務課長（浜崎仁孝君） お答えいたします。

過去10年程度を遡ってみましても、職員数は140名程度で推移しております。平成23年度に3交代制から2交代制に勤務体制を変更したことも要因の一つであると考えます。

- 19番（松川峰生君） 職員の中に、女性職員が類団と比較して占める割合について伺いたいと思います。

- 消防本部次長兼庶務課長（浜崎仁孝君） お答えいたします。

総務省消防庁のデータによりますと、別府市の類似団体における女性消防吏員が占める割合は、令和2年4月1日現在、平均2.6%となっております。

- 19番（松川峰生君） 類団と比較して少し少ないというような報告でありますけれども、そこで、直近3年間の救急車の出動回数と出動時間帯について伺いたいと思います。

- 消防本部警防課長（井元隆文君） お答えいたします。

過去3年間の救急出動件数につきましては、平成30年は6,944件、令和元年は6,915件、令和2年は6,390件でございます。

次に、時間帯別の出動につきましては、時間帯を日中、夜間、深夜に3分割して集計いたしました。その結果、過去3年間で出動が一番多かったのは、日中の時間帯で全体の50%を超える結果となっております。

- 19番（松川峰生君） やはり出動時間は日中のほうが少し多いというような報告でありますけれども、先ほどもお聞きしましたが、女性職員数が2名ということで、消防という特殊な仕事で女性職員が火災や消火活動に就くというのは、なかなか難しい職業であろうかと思いますが、先般お聞きいたしましたら、今2名おる女性職員の方は、救急も火災も出動するというふうにお聞きしました。大変御苦労で、すごいな、そのように私は思っております。

女性職員に対しては、実は私も自衛隊のほうに少しお聞き、駐屯地にもお聞きしました。どのくらい駐屯地に女性の方がいますかということで聞きましたら、およそ7.9%女性職員の方がおられます。それから、今知っているように、女性は護衛艦にも乗っております。別府にも時々自衛隊の護衛艦が来て、その中に女性の艦長さんがいます。それから、今、

潜水艦にも女性が搭乗するという時代、つまり女性活躍時代、そういう思います。

そういうことを踏まえながら消防本部もこれから検討していただきますけれども、今回、高崎市広域消防局の女性救急課救急救命係、通称日勤救急隊の創設に向けて実は実証実験がされています。この創設の目的にこのようなものが上げられています。高崎市広域消防局は、平日昼間の救急需要に対する女性中心の救急隊を県内で初めて創設し、住民サービスの向上及び組織の充実強化を図る、そのように言われています。さらに、昼間の時間帯に集中している救急需要に――先ほど、別府市も昼間のほうが少し多いということですが対応できる救急隊が1隊増えることにより、住民サービスの向上が図られるとともに、救急出動搬送時の短縮につながるというふうにあります。

そのような中、安心・安全を与える現場での声として、例えば女性であったら、今、女性のほうがどうしても救急車を呼ぶ、つまり乗る回数、救急車に乗る回数が多いというようなお話ですから、もちろん今、救急隊の皆さんが努力され、頑張っておられます。それでも十分だと思いますけれども、それに加えて女性の隊員さんが乗ればもっと安心するのではないかなというふうに思いますけれども、消防本部としまして、この女性日勤救急隊の創設についての見解を伺いたいと思います。

○消防本部次長兼庶務課長（浜崎仁孝君） お答えいたします。

女性を含む日勤救急隊の創設は、日中の時間帯に集中している救急需要に対応できる救急隊が1隊増えることで、市民サービス向上や救急隊の労務管理が図れるほか、救急患者の多くを占める高齢者、女性、子どもへの対応として、騒然とし、慌て、不安な救急現場での女性隊員の存在や口調は、安心感を与えるものと考えます。

また、出産や育児休業後の救急資格者への復職支援や育児や介護などで当直勤務が難しい職員も仕事を続けることができる環境づくりは、女性にとっても働きやすい魅力ある職場として新たな人材の確保につながるものと考えます。

参考といたしまして、大分県下の状況を申し上げますと、14ある消防本部のうち中津市消防本部のみが日勤救急隊を創設しておりますが、基本的な配置として女性隊員は含まれておりません。

当消防本部を含めその他の消防本部につきましても、現在の救急体制で対応ができていくことや、人員や車両等の関係で新たに増隊は難しく、現状では女性日勤救急隊の創設について検討が進んでいない状況となっております。

○19番（松川峰生君） 実は担当課の方をお願いして、この別府市の直近4年間の出生率を見ました。平成29年が803人、平成30年が794名、令和元年是714名、令和2年が665名。何を言いたいかといいますと、これだけ出生率が低くなってきますと、消防職員も将来確保が難しいのではないかなというふうに。その中で男子、例えば令和2年319人しかいないのです。これは恐らくこの子たちが大きくなったときに争奪合戦が起こるのではないかなというふうに、そのように私は思っております。なお一層消防職員の確保が困難になってくる。先ほど充足率を聞きましたよね、100%ずっと行っていないのですから、さらに厳しくなる。今から取り組んでおかないと難しい。例えば今なら公務員がいいという話も聞きます。というよりも、もう人がいなくなる時代です。それを考えたときに、将来を見据えた対応が必要ではないかなというふうに思っております。

また、これも先ほど述べましたけれども、疾病患者には女性の方が多く含まれています。女性隊員が救急車等に乗りますと安心感を与えるとして現場の声として上がっておりますし、ここにこのように、これは高崎市の件ですけれども、救急患者の多くを占める女性、子ども、高齢者の救急患者への対応として、女性中心の救急隊員の存在は、安心につながりますというふうに高崎市もこの報告書では書いております。

そこで、消防本部としましては、今後、女性日勤救急隊の創設について、消防長はどの

ような見解を持っているのかお聞きしたいと思います。

○消防長（須崎良一君） お答えいたします。

今回、消防行政について貴重な御意見、誠にありがとうございます。

消防本部といたしましては、女性を含む日勤救急隊の創設は、人員や消防庁舎の改修など様々な問題があり、現体制では難しい状況でございます。しかしながら、昨今、公務員をはじめ多くの職種が、人材確保のために男女の性別を超えた雇用に見直しをされていることは認識をしております。したがって、今後につきましては、職種の固定観念にとらわれず、女性が働きやすい環境で働きがいのある職場を構築するために、消防本部の多様な業務分野を検討していく必要があると考えております。

さらに、議員から御指摘をいただきました今後の消防力の維持に不可欠な課題や採用については、門戸を広げ、多様な人材を確保するなど既に施策に取り組んでいる他市の状況を勘案しまして、将来を見据えて調査研究に努めてまいりたいと考えております。

○19番（松川峰生君） 例えばこの本所ですけれども、本所のこのような資料を頂いていました。別府市の指針や目標数値数、職員ですけれども、今後、女性割合の拡大ということで、令和7年の目標として、女性の採用を40%を目標としているというふうに本所でも目標を上げています。今後、男子ではどうしようもない。特にさっき言いましたように、今までイメージとして救急隊は男子の職場というイメージがあろうかと思えますけれども、これからいかに女性の方でもできる職種をつくり、そして応募してもらい、対応していただくことが大事ではないか、そのように考えております。もう今から考えておかないと間に合わない、そのように私は思います。

今後少子化がさらに続く中、早い段階で他市に先駆け、別府市消防本部が女性日勤救急隊の創設に向けて検討していただくことをお願いして、私の今日の質問を終わります。

○6番（安部一郎君） 予算決算、一般質問と、今日が最終日になるわけですが、この間を通して市民の方から、行政の方の答弁がよく分からないという話を聞きます。我々は、市民に代わって説明を求めます。行政職員は、説明責任があろうかと思えます。私は、その説明責任が十分になされていないと思っています。

特にB-i-zの件でいろいろとありましたけれども、私は、まちづくりにおいて専門集団が必要と思っています。私は、B-i-z肯定論者なのですけれども、何というのですかね、私は、「エール飯」、「湯〜園地」、町なか居住、いろいろ含めてB-i-zと絡んでいろんなボランティアをさせてもらいました。とてもすばらしい取組をしていて、結果も出ています。特に販売実績のなかったBEAMS商品とのコラボも2億近くにもなりましたし、しかしながら、何でそんないいものが表に出ていないのかというのが、私の素直な感想です。

その中で、部長答弁で平野議員の質問に対して、市民同士の取引だから分からない、あり得ないことだと思えますね。そこにどんな法律があろうとも、億の予算を使ったならば、それなりの根拠があろうし、事業報告もあるわけですから、ぜひとも市民の理解を得るためにも、事業の中身だけでも報告するべきだと思います。ぜひとも、最後、市長が答弁で言っていましたように、事業報告なんかを使って取り組んでいただきたいし、それと、1番の質問にも関係するのですが、ホームページとかデジタル化されてどんどん発信していけばなと思ひまして、1番目の質問に入ります。

それでは1番、デジタルファーストについて質問しますが、その前に、今日の議事の4番と5番は最後に回したいと思ひます。

それと議長、資料配付の許可を願ひたいと思ひます。

○議長（松川章三君） はい。

○6番（安部一郎君） よろしくお願ひします。

それでは、1番のデジタルファーストについて質問いたします。

別府市は、デジタルファースト推計計画を発表しました。その中で、戦略目標として3本柱プラス1の中で、1、「いかになくていい市役所」、2、「またなくていい市役所」、3、「情報を直接届ける市役所」とあります。その中で3番目の「情報を直接届ける市役所」についてお伺いします。

その情報を、市から市民へ届けることは、市報、フェイスブックや市長のSNSで発信、その中でもLINEがとても評判がよく、実によくできています。市役所と市民が近くなったと、特に若い世代から声が聞こえてきます。しかしながら、市役所に情報を直接送ると明記していますが、その手段が分かりません。

質問に入ります。コロナ禍の中で、市議会においても対話集会が中止になるなど、市民からの御意見や御要望をいただく機会が減少してきています。そのため、市議会のホームページから、市民からの御意見・御要望をいただくボタンを設置していただきましたが、別府市のホームページで市民の意見や要望を聞くボタンについて、どこにあるのか分からないという意見を聞き、探したが、なかなか分かりにくかったです。市は、市民からの声を聞く姿勢が足りないのかと思います。いかがでしょうか。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

別府市のホームページにおきまして、市民からの御意見や御要望をいただく機能、ホームページ開設当初から設置はしております。多くの市民の皆様から御意見や御要望をいただくことに取り組んでおるところでございますが、以前はホームページの一番上、上段と下段にメールでの「御意見・お問合せ」というボタンを配置しておりました。利用者が目につきやすい場所であるトップページの中断に配置変更し改善しているところがございます。

また、各課の電話番号やメールアドレスを掲載しました問合せ先一覧というの、以前からトップページに掲載しておきまして、スマートフォンからワンタップで電話をかけたりメールを書いたりできるようにしているところがございます。

いずれにいたしましても、今後も分かりやすい情報発信に努めるとともに、市民の皆様の声を知りたいという点でも使いやすくなるように気を配ってまいりたいと思います。

○6番（安部一郎君） ありがとうございます。それで、配付した資料の1番目を御覧ください。上が大分市のホームページのトップ場面です。下が、改変前の市のホームページです。赤い線があります。赤い線が、市民の声を拾う、クリックしたらそこに入っていくということです。大分市は、「ご意見ご要望」、「パブリックコメント」、「あなたのアイデア提案」と3つに分けて市民の声を聞く機会になっています。以前は、別府市はこの一番下にあるように、もう何書いているか分からぬようなところに初めて意見の聴取クリック場所があるというのが現実でございました。

今後は、さらなる改正をしていただいて市民の声を拾っていただきたいと思います。

それと、市民の声を拾って、先ほどの大分市は、企画部が広報広聴課の中で意見と要望を処理します。「パブリックコメント」も企画部広報広聴課で処理します。それと、「あなたのアイデア提案」は企画部企画課が担当して処理します。これが令和2年度実績で約1,000件あったといえます。つまり1日当たり4件の事務処理をしているということになります。問合せに関していえば数千件にも及ぶということなので、併せてやっていただきたいと思います。

続きまして、ホームページからいただいた市民の声は、現状は担当課の中で処理されているだけのようです。苦情処理で終わるのではなく、幹部職員及び市長にその情報が伝わる仕組みをつくるべきだと思いますが、何か対応を考えませんか。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えいたします。

ホームページのメールでの御意見・お問合せページで送信されました情報は、送信者が選択した部署のメールアドレスにメール送信される仕組みでございます。各課におきまして部課長に報告し、対応しているところでございます。また、内容に応じまして市長、副市長に都度報告も入れながら対応しております。

また、全体としてどのような声が寄せられているのかということにつきましては、共有する仕組みについても考えてまいりたいと思います。

- 6番（安部一郎君） 商売においても、組織においても苦情が最大の効果を生む基になるかと思えます。私も九大病院に入院しているときに、「院長に一言」という目安箱がありまして、問題解決を図ったことがあります。市長が今、フェイスブックで独自にやられていますけれども、それだけでは多分足りないかと思えます。大分市なんかは、さらに「市長へ一言」という投函箱が市内26か所に設置されて運営されているようです。そういうのも併せて、メールだけに限らずあらゆる手段で市民の声を拾い上げていただきたいと思えます。

それでは、次にまいります。市民との対話について。

今期、市長と市民の対話について実施されていません。今後もコロナを理由にやらないのか。やり方はいろいろとあると思うが、考えているかどうかお聞かせください。

- 市長公室長兼自治連携課長（山内弘美君） お答えいたします。

市長と市民の皆さんとの対話につきましては、これまで平成29年度に自治会を、平成30年度には老人クラブの皆さんを対象に「ひとまもり・まちまもり懇談会」を開催いたしました。市長が、直接地域の皆さんにお会いして、皆さんの御意見に真摯に向き合うことで市政への一層の理解につながったと考えております。

その後、懇談会等は、コロナ禍ということもありますし、またデジタルの活用も手段としては考えられますが、やはり市長が直接地域の皆さんとお会いすることに意味があり、そこを大切にしたいと考えております。

なお、日頃から自治会の皆さんとの交流やSNS等を通じた市民の皆さんとのコミュニケーション、また緊急時の災害情報など必要に応じて手段を選択しながら情報伝達を行っておりますが、オンラインによる意見交換等につきましても、将来的には地域のひとまもり・まちまもり協議会などを通じて行ってまいりたいと考えております。

- 6番（安部一郎君） ぜひ、今後も続けていただきたいと思えます。市民意見の聴取の仕方を市町村別に自分なりに調べてみました。各市町村には広報広聴課というものがありますが、別府市にはありません。広報はあっても、広聴という課・係がなくなっています。これは平成25年の4月から、自治振興課が分掌規程の中で広聴を務めるというふうになっておりまして、ぜひこの広聴という自治運営に最も必要な課がないことが一つの要因かと思えますので、もしよければまた機構改革の中で復活させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それと、議会のほうもウイズコロナ対策としてタブレットを使った直接会話を実施する予定です。その検証結果をまた発表する予定でございますので、またよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、観光について質問させていただきます。

最近の報道によりますと、コロナの感染状況とワクチンの接種状況によって国による行動制限が緩和される可能性があるとのこと。そうなると、国内各地で一斉に誘客が始まりますので、観光ホームページの役割が重要となります。現在のホームページでは、新たな観光客を呼び込むことは難しいと思えます。観光ホームページの具体的な見直しについて前向きなお話を聞いていますが、来年度予算での対応では間に合わないのでは、スケジュールを前倒しして行うべきではないでしょうか。答弁願ひします。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

現行の観光ホームページ「極楽地獄別府」は、平成28年4月の運用開始から5年が経過しており、ホームページの接続分析では、回遊性、リピート率に課題があり、利用者に対し利便性を提供できる情報の整理が必要と考えております。

ホームページの見直しにつきましては、今月から開催しております別府観光あり方検討会議の観光DX（デジタルトランスフォーメーション）ワーキンググループなどを活用した協議の場で検討していく予定ですので、一定の時間を要するものと考えております。

○6番（安部一郎君） 国の新型コロナウイルス感染対策の本部の9月9日付の資料では、ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方が示されました。行動制限の縮小・緩和の検討をしています。さらに、国では、新型コロナウイルスワクチン接種証明をデジタル化することにより国内で活用できる環境が整うとしています。

別府市は、併せてPCRセンターを持っているわけですから、このPCR検査を実施した証明書を発行すれば、新たな観光施策の対策が打てようかと思えます。そういう意味において「用意ドン」が秋口以降始まると思えますが、早急にホームページの更新が改めて必要と思えますが、いかが思えますか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

これまでも国の観光事業回復策であり、Go To トラベルの開始に合わせた別府温泉おもてなし再開事業の実施と、国や県の状況に応じた機動的な対応を行っておりますので、今後も国及び県の観光振興策の動向を注視してまいりたいと考えております。

○6番（安部一郎君） ぜひ、実現してもらいたいと思えます。同時に、ホームページの見直しをはじめ観光事業推進については、民間と連携して進めることがより効果的に行えるものと思えますが、どのような取組を考えていますか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

別府観光あり方検討会議の観光DXワーキンググループでは、観光関係団体や学生を含む8人で構成しており、コロナ収束後を見据え別府の魅力を高め、新しい別府観光を推進するため、旅行に対する価値観や観光需要の変化に対応した持続可能な観光地としての体制構築や、今後の反転攻勢のための基盤整備について官民一体となって協議しているところでございます。

○6番（安部一郎君） その官民一体の民間、どこを想定していますか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

別府市観光協会、別府市旅館ホテル組合連合会、観光施設連絡協議会、Biz LINKや、包括連携協定により日本郵便、市内の大学でございます。

○6番（安部一郎君） 先ほど冒頭で申したように、大変失礼な言い方をしますが、観光課に在籍して二、三年の者が、いろんなものを組み立てるとは想像ができません。先ほど言いましたけれども、専門集団が外におるわけですから、ぜひとも話をそこで詰めながらいろんなものを組み立てていただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、ここに一つ成果物があります。これは、秘書課がつくったといひます。Bizさんとコラボしてできたやつ。この成果物を、多分議員の皆様も職員の皆さんもほとんど知りません。実はこの中で共同温泉の取組のことがありまして、中村課長と指定管理業者と、それと市民の方がいろんな討議をしたものがここにあります。

私、北的ヶ浜自治会温泉の事務局をやっているのですが、これがヒントになりまして、問題解決が図れまして、4月以降、組合から自治会が運営するようになって、もう黒字が出るほどになりました。こんないいものをなぜデジタル化しないのかと聞いたら、予算がなかったということなので、そんなばかなことはないと思えますので、この版權も

含めて別府市がいただいて、こんないいものはどんどん出して、特に今回の協働のまちづくりのヒントが、この中に本当、詰まっていますので、ぜひ皆様に知らせていただきたいと思います。

山内さん、いかがですか。

○市長公室長兼自治連携課長（山内弘美君） お答えをいたします。

私も、それを拝見して非常に、協働のまちづくりに今後生かしていきたいなと感じておりますので、市民の皆様にぜひ読んでいただけるように広報に励んでまいりたいと思います。

○6番（安部一郎君） よろしくお願ひします。

それでは、次にまいります。別府市の共同調理場、別府炊飯センターとの協議について質問させていただきます。

現在、市内の幼稚園及び小中学校に米飯を納入している別府食品センターとの協議の進捗状況を教えてください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

新共同調理場の炊飯設備導入につきましては、令和2年6月から複数回にわたり別府食品センターと市教育委員会とで慎重に協議を重ねまして、様々な視点から検討をしております。その結果、将来にわたって安定的に米飯給食を提供する等の観点から、昨年、新共同調理場内に炊飯設備を整備することに決定をしております。したがって、新共同調理場内に炊飯設備を造ることについての協議は終わっているものと認識をしております。

ただし、現時点では新共同調理場が稼働するまで、大分県給食会を通じて別府食品センターへ委託をしているため、今後も必要に応じて協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（安部一郎君） 第1回の聞き取りでは、次のような答弁がありました。よく聞いておいてください。「現段階で協議は終わっているものと認識しております。今年度については、機構改革により学校給食の所管課が、スポーツ健康課から教育政策課に代わったこと、教育部長と教育政策課長に人事異動があったことから、別府食品センターに御挨拶に伺った程度であり、これ以上の協議は行っておりません」というのが、当初の答弁でした、教育長。

12月の議会で当時の担当課長は、「現在、炊飯業務を委託している業者に対しましては、趣旨を御理解いただきますよう、引き続き御説明を尽くしてまいります」。

併せて市長は、「もちろん職を奪うなんということは、これはやってはいけないことだと思っていますので、今からでも話し合える余地はあると思います。いろんな余地があると思いますが、その余地については、しっかり教育委員会とも連絡を取り合っていきたいと思います」という、これを僕が指摘をしたところ、今の答弁に変わったわけです。

ここで僕が問題にしたいのは、公文書というのが存在して、組織共用文書というのがあって、業務の引き継ぎはあろうかと思うのですが、その共用文書というのは存在していないのですか。部長か課長、答弁できますか。できないのであれば、教育長にお伺いしたいのですが、多分そういう文書がなかったからこんな答弁になったと思うのです。今後も大型案件を抱えている教育施設ですから、ぜひこういうのをちゃんと整備しないと誤解を招くと思いますので、教育長、何か答弁があればお願いしたいと思います。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

議員さん御指摘の件につきましては、昨年度、別府食品センターの皆さんには、長年学校給食を提供していただいて、お礼の気持ちを届けたところでございますけれども、今のよう内容がございますので、今後はそういうことがないような形で会議録にして、ある

いは議事録にしましても、誤解がないような形になろうかと思っているところでございます。

- 6番（安部一郎君） 商売される方は、実態経済の中で生きているので、感謝状一つで済ませる話では多分ないと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、納入業者についての質問に移ります。

新共同調理場の食材を納入しますが、既に小中学校には50社余りの業者が納入していると聞いております。仮に新共同調理場に運営委託になった場合、利益優先で市外・県外業者の食材が多数を占めるのではないかというふうに私は危惧しております。その辺はどのようにお考えでしょうか。

- 教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

調理業務の直営または委託のいずれの方法にかかわらず、学校給食の献立は、栄養士等で構成する献立協議会において学校給食法に定められた栄養素の必要摂取量や旬の食材、地場産物の活用など、食育の観点も踏まえて作成します。また、この献立を基に食材を発注する業務をこれまでと同様に市内業者からの調達を基本に、学校給食の実施主体である市が責任を持って行います。具体的な発注方法につきましても、市内業者の皆様方に引き続きお願いできるような仕組みを調査研究しているところでございます。

これまで、別府市の子どもたちを育ててくださった地元の納入業者の皆様とともに、安全で安心な日本一おいしい給食が提供できる方法を引き続き検討してまいります。

- 6番（安部一郎君） 特に今、別府市経済はコロナで相当落ち込んでいますので、そういう御配慮をぜひ検討していただきたいと思います。

それに関連して、この新共同調理場の運営方法はどのように考えていますか。

- 教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

運営方法につきましては、別府市の未来を担う子どもたちに質の高い学校給食を提供するため、別府市学校給食のあり方検討委員会の意見書に基づき、新共同調理場が目指す日本一おいしい給食が実現できるよう、手作り給食や地場産物の活用などが安全・安心に行える方法を引き続き検討してまいります。

- 6番（安部一郎君） 運営方法について再三質問して、この程度の答えしかもらっていないのですが、直営ですか、それとも民営ですかと聞いたかったのですが、なぜそういった言い方をするかというと、それによって仕入れ業者や雇用の問題が随分変わると思います。まずはきっちり直営をして業務内容を把握するべきであると思いますし、今はやりの何でもかんでも民営化にすればよいとは限らないと思います。特に給食は別府市における最も重要な社会資本の一つになろうかと思ひます。人の命に関わることでありますし、日本一おいしい給食の前に安全・安心を入れていただきたいと思ひます。併せて災害対応できる調理場を造っていただきたいと思ひます。

次にまいります。スポーツ施設の再編について質問させていただきます。

資料をお配りしたA3とA4の資料を見ていただきたいと思ひます。まず、2ページ目のA4のこの資料ですけれども、スポーツを取り巻く環境は非常によくありません。日名子議員の質問でもございましたけれども、いろんな問題が起きています。特に実相寺多目的グラウンドを天然芝に整備したことによりまして、これまで無料で施設を利用していたスポーツ団体が、利用ができないことになっていきますし、運営の問題であったり、スポーツ施設の不足であったり、利用できにくい状況は確かに出ています。

前議会でもお願ひしましたが、各競技団体の施設に対する要望・意見、それをモニタリングしてくれというお願ひをしていますが、どのようになっておりますでしょうか。

- スポーツ推進課長（中西郁夫君） お答えいたします。

施設利用のため指定管理者と競技団体の代表者からなる運営協議会を毎年2月に開催

し、その際に要望事項などをお聞きしておりますが、今年度の運営協議会は、指定管理者と協議し、開催時期を検討したいと考えます。

また、御利用者からの御意見につきましては、施設に御意見箱を設置しております。それ以外でも指定管理者や施設を所管しているスポーツ推進課において直接対応させていただいております。また、別府市ホームページでもアンケートを始めております。

今後も、利用者の御意見を聞きながら施設運営に反映していきたいと考えております。

○6番（安部一郎君） 課長ね、あたかも本当やっているように聞こえるのです。実際のところ、協議録を拝見させてもらったら、単なる報告会で終わっています。それも指定管理業者です。利用者の声を直接聞くというモニタリング業務が、指定管理制度の中で市が直接やるということは義務づけられているはずなのです。それが全く機能していないというふうに私は見ますので、ぜひモニタリングをやってもらって、先日、内田部長のほうから今からその作業に入るとは聞きましたので、それをぜひ執行部の皆さんと共有していただいて問題解決を図っていただきたいと思っておりますけれども、改めてその辺はどのように考えているか教えてください。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） 議員からお話がありましたように、特にスポーツ施設については、現在スポーツ団体も増えたということで、借りにくい状況になっているというのは理解をしています。利用者の意見を十分大事にしていきたいと思っておりますので、早速アンケートなり取りながら、個々に御意見を聞きながら御要望をいただいきたいと考えております。

それと、利用時間をできるだけ増やしていく——施設ですね——それも大事だと思いますので、指定管理者と協議しながら効率的な運用を図り、そこでできるだけ多くの方に利用させていただきたいと考えております。

○6番（安部一郎君） さっき言った利用時間の話も聞き取りの中で分かったことだと思いますし、いろんなヒントがありまして、例えば野球場においてもナイター1個設備することによって365日夜が使える状況になりますので、市民にとってはこんないいことはないかと思えます。

続けて、具体的にどうしていこうかということなのですけれども、実相寺多目的グラウンドを利用できなくなったスポーツ団体の受皿として、別府市のスポーツ施設を増やすことは、公共マネジメント観点からも難しいと思えます。そこで、別府国際観光港多目的広場が、公有地の中でスポーツ利用するのに一番よい場所と私は思っています。しかし、使用料が日額となっていたり、使いづらい状況であります。この際、一定のルールを決めて使いやすくしてはどうでしょうか。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えをいたします。

別府国際観光港多目的広場につきましては、市民及び観光客が海に親しみながら憩うことのできる場を提供し、市民と観光客等の交流推進を図るとともに、地震災害時においては災害応急対策の拠点とすることを目的として設けられている広場であります。

なお、利用の制限として、広場を損傷したり、他の利用者に迷惑となる球技、その他の行為をすることは禁止としていますので、他の利用者の迷惑とならない範囲での一般的な利用をお願いをしているところでございます。

○6番（安部一郎君） 「市民と観光客交流推進」と答弁しているのですが、あそこには年1回の交流イベントしかありませんし、観光客等は、大型客船が年11回程度停泊して使う程度です。それも、この公園は使っていません。隣の駐車場を使うだけです。

私は、昨日行ってまいりましたが、一部競技団体が運動しているだけで、ほとんど毎日のように利用されていないのが現状だと思います。ぜひ実態調査をして、スポーツ振興からの声をぜひ聞いていただいて、ルールの改変をお願いしたいと思います。車道ともしつ

かり距離が取れている安全な場所でありまして、災害時の際は防災公園として使うというのは、それはもう当たり前のことなので、よく検討してもらいたいと思います。

次に、別府国際観光港多目的広場のほかにもあまり使われていないグラウンド、もっとうまく活用できる未利用地があると思います。スポーツ推進課が中心となってスポーツ団体の受皿を検討する必要があると思います。その説明として、今日はA3の用紙を持ってまいりました。これが、別府市の僕が探した土地です。

今言ったのが、上人ヶ浜の別府観光港の多目的広場は、左のところにあります。これだけの大きな広さが、ほとんど今使われておりません。

それと明礬グラウンド、これもほとんど利用されていないです。

それと、あと、ここには表記していませんけれども、天間には野球ができるような広場もあると聞いております。そして、最近廃校となった浜脇中学校、昨日行ってまいりましたけれども、草ぼうぼうです。草さえ刈れば、小学校のちょっとした球技はここでもできようかと思っておりますし、とりあえず今ある土地を使えば事は足りようかと思っておりますので、ぜひともやってほしいです。

といいますのも、多目的広場で使っていたパークゴルフ場、何だったっけ、ゴルフの団体が、グランドゴルフですかね、グランドゴルフの団体が公園を占有して地域とトラブルたという話もあって、公園緑地課の課長が仲裁に入ったという話も今出ておりますので、ぜひとも整理整頓をしていただきたいと思います。

ということなので、この今、土地の所管課が教育部局であったり、建設部であったり、総務であったり、多岐にわたるのです。担当課それぞれで理屈をつけて、討議すると担当課だけの理屈で終わっちゃいますので、誰かがぜひともまとめて調整してもらいたいのです。

市長が、日名子さんの質問のときに討議がありましたように、市長一人が問題意識を持っていても、問題解決にならないと思いますので、私のほうから今日提案でございますけれども、松崎副市長、元スポーツ庁に何か出向していた経歴があると聞いておりますので、そういう知見も生かした中で今後どのような対応をしていくか、ぜひ答弁していただきたいと思っております。

○副市長（松崎智一君） 私は以前、数年前ですけれども、スポーツ庁に出向しておりました。そのときには競技スポーツのような、本当にこう、練習をして能力を競うというスポーツだけではなくて、国民一人一人がスポーツを身近に感じていただいて、例えばウォーキングやジョギングだったり、階段を通勤時に使うとか、あるいは家の中でストレッチやちょっと体を動かすみたいな、そういったスポーツの習慣づくりを進めて、それが生涯スポーツの進歩につながり、また一人一人も生活習慣病の予防だったりとか、そういった健康増進のためのスポーツをもっと推進していこうという部署におりまして、実行計画をつくったりとか普及広報をしておりました。

そのような中で、やはりスポーツをしたくてもなかなかできないという声をよく聞くのですね。そのときに、やはり仲間がいないですとか、時間がない、もっと言えば、やっぱり場所がないという声は、よくお聞きしたところなんです。ここはやっぱりスポーツ推進を図っていく上で課題の一つとして当時から私も認識しておりましたし、今でもその認識は強く持っておるところでございます。

では、実際にどのような形でそれを解決していくかというのは、なかなか難しいところでございます。私も東京にいるときには本当に、23区内のかなり緑地面積の少ないところに住んでいまして、なかなか、キャッチボールをするにも注意して言われたりとか、まさに少年野球や少年サッカーのチームが毎月抽せんをして、なかなかグラウンドが取れないというところを目にしてみました。

まさに今、先般の議論でもありましたけれども、スポーツ施設をいかに住民の皆さんに使っていただくかという努力は、これはしていく必要があると思っています。仮にスポーツ施設以外にですね、例えば公園ですとか、多目的広場、空き地、これらに関しましては、今利用されている方、例えば先ほど申し上げましたように、個人で散歩をしたり、家族で子どもを遊ばせたり、あるいはペットを散歩させたりとか、様々な利用をされている方がいらっしゃるかと思います。そういった中でバランスを取って、どのように皆さんが満足していく形で利用できるか。それは利用実態を踏まえて議論をしていく必要があると思っています。

- 6番（安部一郎君） ぜひ論議していただきたいと思います。1つの議会で3人の議員から同じような質問が出るというのは、多分それぞれの団体が本当に困っているのだろうと思いますので、ぜひ市民の声をくみ取って協議していただきたいと思います。

それで、次の社会体育と羽室台高校の跡地については、県との話なのですね。羽室台高校の跡地、今、北部中学校が使っているのですけれども、一般の方がなかなか使えない状況です、利用料金がなくて。ここは詳しく伝えていきますので、答弁は要りませんが、県のほうにそういう市民の声があったということをぜひ伝えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次にまいります。4番と5番は後に回しますので、別府の契約について入りたいと思います。

過去にプロポーザルで行われた市営住宅跡地の土地利用について質問します。

この実施された市営住宅跡地につきましては、プロポーザル方式の事業者選定を経て現在に至っているところであります。これまでの議会でも度々指摘してまいりましたが、事業者から提案された項目が実現されていない現状があります。地域社会から事業者が市に対して企画提案内容と違うということで、当事者に要望書が出ております。これらの現在までの不履行部分に対して、今後市はどのように対処していくか教えてください。

- 総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

事業者とは継続的に協議を行ってまいりたいと考えております。

- 6番（安部一郎君） 過去の協議録はちゃんとあると思います。協議する資料はあろうと思います。継続的に使うために、先ほど言いましたように、共用文書を整理して続けていただきたいと思います。

市有地売却をして、わざわざプロポーザル方式で業者選定したのですが、業者の企画提案書の中で約束した契約内容がほとんど履行されていません。企画提案書、プレゼンは言ったもの勝ち、こんなことが許されていいわけではありません。前市長の下でできたとはいえ、執行した責任があろうかと思えます。特に問題にしたいのは、行政職員7名が審査員にいたことですね。何をもって合格したのか。選んだ責任はあろうかと思えます。ぜひとも協議を続けていただきたいと思えます。

次にまいります。企画提案書の公表について質問いたします。

ただいま質問しました市営住宅跡地の土地の利用につきましては、プロポーザル方式による事業者選定でありました。当時、情報公開で資料請求をして知り得た情報です。結果、担当課から開示された資料に選定業者からの提案項目がありましたので、どの部分がちゃんと履行され、どの部分が履行されていなかったか、分かったところであります。

ところで、先日、総合評価一般競争入札で落札者が決定されました新学校給食共同調理場整備における企画提案書やプレゼン・ヒアリングの会議録を教育委員会に資料請求を行ったところ、各入札参加業者からの企画提案書の開示は一部にとどまり、回答された会議書の内容は、選定委員からどんな質問があったのかという質問項目だけの箇条書で、これではどのような企画提案書があり、どういうプレゼン・ヒアリングを行ったのか皆自分

かりません。この給食共同調理場の入札説明書をみますと、情報公開に関する記述がありません。行政にはできる限り情報公開を行い、説明責任を果たす義務があると考えます。

国土交通省の総合評価実施マニュアルにも、透明性、客観性が強く求められるため、落札者決定基準や落札者決定理由などを公表することが義務づけられている旨の記載があります。過去、別府市が行ったプロポーザル方式による案件には、ほとんどが情報公開に関する記載をしておりますが、なぜ今回に限りこの記載をなくしたのか説明してください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

事業者から市に提出されました企画提案書の情報公開の定めにつきましては、入札説明書には記載を設けておりませんが、別府市情報公開条例に基づいて情報公開を判断することができますので、取扱い上は支障はないというふうに考えております。

また、現に情報公開請求に応じております。

○6番（安部一郎君） 私は、何でその情報公開の条文を外したのか、その理由を聞きたいということですが、繰り返しこの答弁がされるということなので、次の質問にまいります。

さきの議会で柏木部長は、「提案書は、その事業者の営業上の秘密、ノウハウ等、法人等事業活動情報に該当するものと考えております。さらに、提案書を公表するとなれば、今後の契約事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることから、開示は難しいというふうに考えております。また、国土交通省のガイドラインにおいても、発注者は、民間企業者からの技術提案自体が提案者の知的財産であることを鑑みて、技術提案内容に関する事項が他者に知られることがないよう取扱いに留意する旨が定められており、企画書の開示は難しいものと考えております」という答弁が過去にありましたので、九州整備局に問い合わせをしました。

すると、担当者が言ったのは、企画提案書そのものを非開示とは言っていませんと。企画提案書の中に書かれている個人情報であったり、企業情報であったり、そういうものは企業秘密なので非開示にするということをやっていると言っていました。

それで、そもそも国土交通省のマニュアル・ガイドラインを参考に情報公開の在り方を考えるのではなくて、先ほど部長が答弁したように、情報公開そのものは条例で定めているわけですから、別府市の情報公開条例に従って判断していただきたいと思います。

特に、もう不思議でなりません。この質問をするに当たって企画書を提案された実施要綱なるものを何件か調べて、何件かというか、7件ありましたかね、調べましたけれども、もう間違いなく全部情報公開の定めを記していますので、公平・公正・公明というならば、こういうところに文が抜けること自体が一つの不信感を呼ぶと思いますので、ぜひ、今後また大きな案件を教育部局は抱えておりますので、そういうことも丁寧に行政運営をしていただきたいと思います。よろしいですか。はい。

それでは、企画提案書の履行について。

今回の共同調理場の落札者についてもいろんな企画提案があり、それが提案書という形で提示されました。プレゼン・ヒアリングを経て落札者が決定されました。教育委員会においては、落札者に対してこれらの企画提案書を確実に履行されていくものと理解しておりますが、先ほどの市営住宅跡地の土地の利用の事例もあります。プレゼンテーションで事業者が説明した内容について確実に履行してもらう必要がある。その旨を書面で記載すべきであったのではないかと。ヒアリングで回答した内容を含め提案書の内容を履行することと契約書に定めている自治体もあるが、今後、図書館等の大型案件があるので、改める気はないですか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

提案内容の履行につきましては、入札説明書に記載をしております。落札者が提出した

提案書類の提案内容は、市からの指示がない限り契約内容とし、提出した提案内容による履行確保に関してその責任を負うものとし、また、落札者が契約締結後、そのものの書面により提出された提案内容が履行できない場合は、契約解除や改善等を命ずることができない内容にしており、加えて契約書におきましても、事業者確実に実行してもらうために必要な事項を定めております。

なお、応募事業者には、既に提出した提案書の内容を超える提案を示すことはできないというふうにされております。加えて市の要求が十分に反映され、要求水準及び事業者提案に適合しているかを確認するため、第三者にモニタリング等の支援業務を委託し、履行の確保に努めております。

- 6番（安部一郎君） ちょっと確認なのですが、事務局、資料は全部配られていますか。6番台のやつ、配られていますか。はい。

資料の6-3-4を見てください。これも当初はプレゼンテーションの事業者が口頭で説明した書面化については、今後検討していくという答弁をもらっていましたが、それが急に変わるのですね。なぜ変わるのか理由が分かりませんが、この資料の6-3-4番を見てください。立川市の共同調理場の約款の中身です。「提案書の内容に関するヒアリング等で」と書いています。これを一部入れませんかという僕の先ほどは質問でした。なぜならば、このヒアリングの内容というのがここに書いているのですね。その裏を見てください。赤い括弧の「3番目のJ V」、苦情対応、ランニングコスト削減のためのハード・ソフトの工夫、地域での経済活性化について、それぞれにここで提案書に関する確認事項が述べられているのですが、それを記録として残していないものですから、チェックのしようがないのですよね。

ここで担当課長に聞きますけれども、これは履行責任があると思うのですね、課長。それで、この履行責任をするに当たって、例えば「地域での経済活性化について」と書いていますけれども、何を言ったかが表記されていないのですけれども、これで履行確認できますか。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

事業者が提出したプレゼンテーションで、事業者が口頭で説明した内容につきましては、履行の義務があるというふうに理解をしております。プレゼンテーションで事業者が口頭で説明した内容を契約書に記載していることにつきましても、今後、他の自治体の状況などを調査してまいりたいというふうに考えております。

- 6番（安部一郎君） それはもう理解できているのですけれども、もう一回質問しますよ。この議事録を僕が抜き出したものなのですが、「苦情対応について」とか、1番目の、黄色いマーカーのところ。こういうところも全く明記されていませんけれども、それなりのものがここに書いていたと思うのですけれども、何をもちて履行確認するのですか。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

別府市会議録作成要綱の趣旨を踏まえて会議録を作成しておりますので、今後もその旨適切に対応していきたいというふうに考えております。

- 6番（安部一郎君） その流れの中で会議録要綱の中に行くのですけれども、併せて資料の6-6-1を見てください。これ、2016年で図書館の業務策定委託業務のときの議事録なのですが、実によくできています。誰が質問して、事務局がどう答えて、アドバイザーがどう答えた。要は、物事が決まる過程が全て分かっております。

そして、特に、7番目の質問になっています意見書なんか法律で義務づけられているものなのですが、意見書なんかの議事録も見ますと、それはどれになりますかね、それは、意見書は資料の……、資料のどこかにありますわ。6-6-1です、6-6-1。これが意見書の部分と聞きました。要は何を、算定基準を決めたり、いろんなものを決めるに当

たって、専門委員の意見をもらったということなのですからけれども、例えばこの6-6-1の裏面を見てください。黄色いマーカーのところ。「提出様式に関する意見があった」。様式に関する意見があった、どういう様式なのか。例えば次の「評価の採点について意見があった」。どういう採点を、意見が入ったのか、全くこれでは読み取れないし、説明責任が本当にあるかと思えますし、これは非常に問題になるかと思えます。

その中で総務部にお伺いしたいのですけれども、もうこれ以上教育部は多分答えが出ないと思えますので、今いみじくも議事録要綱に従って作ったと言っておりますが、この会議録の議事録要綱の写しが、資料の6-6です。これが別府市さんがつくっている議事録要綱です。赤い囲みですね、「会議の経過及び結果が容易に理解できるもの」、これどおりですね。

それで、議会事務局にほかの市町村の会議録要綱を調べてくれということ、調べてもらったところ、必ずここには「発言、発言内容、決定事項、確認された事項」を盛り込むこととなっております。

そして、牧課長に、おたくが参考になったどこかの自治体の作成要綱があるなら見せてくれと言うけれども、今日まで私のもとには届いておりません。

会議録というのは非常に——先ほど言いましたけれども——重要な公文書ですし、業務引き継ぎに関してもとても大変なものです。特に何億もの予算をかけてやるものには説明責任が伴う貴重なものですので、この会議録について改めるといふか、改正を加えて、どの担当課が見ても同じような会議録を作るように望みますが、いかがでしょう。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

会議録の作成目的につきましては、会議で議論された論点と結論が把握できるように、議論内容を記録・伝達することであると考えております。そのため別府市会議録作成要綱第3条第2項において、「会議の内容は、原則として要点を記載するものとし、会議の経過及び結果が容易に理解できるように簡潔に表現するものとする」と定めておりますので、この趣旨にのっとり作成するよう求めてまいりたいと考えております。

○6番（安部一郎君） 求めるのは分かりましたけれども、では今、教育部局が取られている会議録の在り方、例えば履行責任を問うものについて全くの記述がありませんで、それをよしとするのでしょうか。よしとできないと思えますよ。だから、要綱の中で発言者、発言の内容を書くと明確に書き入れたほうが、担当課の判断が間違わなくていいと思うのですけれども、そこをもう一度お伺いしたいのですけれども、このままで行くのですか。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

会議録の作成につきましては、それぞれの会議の性質が多岐にわたることから、統一的な基準を設けることは難しいため、要綱では原則的な取扱いを定めております。

どこまで詳細に記録すべきかという点につきましては、その会議ごとの判断によりますが、引き続き経過や内容が的確に伝わるような適切な議事録の作成に努めていくよう各課に求めてまいります。

○6番（安部一郎君） 再度言いますけれども、私が6-6をつくった資料、発言者、発言内容、決定事項、確認された事項、要綱の中で明確に記すということはやらないということですか。

○総務部次長（工藤将之君） お答えいたします。

今、議員からる御指摘がありました件について、会議録に関する裁判例をこちらとしてもちょっと種々調べてみましたところ、高松高裁平成17年1月25日判決というのがあります。これによりますと、会議録の作成に当たりますと、委員など発言者の自由かつ率直な意見交換を妨げることなくよりよい政策決定に資するために、発言者が萎縮することのないよう配慮することも必要である、その旨指摘されております。

したがいまして、議員御指摘の点につきましては、このような裁判例等の見解も踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

- 6番（安部一郎君） だから、先ほど——何を言っているかよく分かりませんが——6-6-1の資料でお話したように、自由な、闊達な意見をするために、ここはこう書いていますよ、「C委員」、委員の名前は全部伏せてアルファベットで書いています。こういうやり方で自由な意見は担保できると思いますよ。何よりも一番悪いのは、ちゃんとした記録が残らないことです。それがどうして分からないのか、僕には理解できない。総務部長、どうぞ。

- 総務部長（末田信也君） お答えをさせていただきます。

会議録の作成要綱につきましては、行政機関の内部規程ということで策定をしております。各自治体それぞれの考え方・判断において定めております。

本市においても、これまで様々な検討を行った上、原則的な取扱いというふうに定めております。会議で議論された論点と結論が把握できるよう、議論内容を記録・伝達することが議事録の重要なことというふうに考えておりますので、作成に当たりましては、いろんな会議の形態がありますので、その性質に合わせて各課と協議をしながら精度を高めていきたいというふうに考えております。

- 6番（安部一郎君） もう一度言いますけれども、会議に性質はあろうかと思えますけれども、記録のつけ方によって対応が変わるということはずあり得ないです。過去にもよく行政側が答弁する、個々の事案によって判断する。個々の事情で判断したり、個々の担当者に任せてやると失敗が起きるといふ過去の事例がたくさん出ているではないですか。

例えば水道局の問題。あの入札に関しては、全く会議録が残っていませんでした。審査委員が言ったこと、結果、僕は直接その審査委員から聞きましたけれども、それが残っていれば後々検証もできたのですけれども、その検証すらもできていない。

僕は、さっきの土地の教育部局の質問、答えがないのでやめましたけれども、ああいう説明ができないことが起きているのです。履行責任があるのに、その履行責任を確認するものが、今の課長は分からない、このヒアリングに参加した部長しか。今の課長が何年後、また今のセクションにいるのですか。また次の人が来るのですよ。そのとき、何を見て履行確認するのですか。私は理解できないですね。ぜひとも、もし問題が起きたとき、またやりたいと思います。

それで、最後の後回しした4番の防災について提案をして、最後に終わりたいと思います。

さきの震災のときに電話が殺到して、被害が殺到しました。本部に行くと、10人の職員が一生懸命電話を受けていますけれども、電話というのはやっぱり怖いもので、聞き取り手、言い方によって対応が全部変わります。急ぐものがなかなか伝わらなかったり、それで私は、写真と動画を持って本部に行って対応してもらった記憶があります。

別府市は、災害情報をフェイスブックで立ち上げていますので、動画と写真は送れるシステムがあろうかと思えますので、震災のときに一番役立ったのはSNSと聞いておりますので、ぜひ御利用してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

現在では、議員御提案のような書き込み等は行っておりませんが、市内各所の被害状況をリアルタイムで写真や動画で情報発信されたものを情報収集できることになれば、早期に被害状況等を把握でき、迅速な対応に移行できることにつながるのではないかと考えております。災害時に被害現場に出向くのは、危険を伴いますので推奨はできませんが、無理をしない範囲での住居周辺や避難所までの避難所ルート等の被害状況が提供された場合には、非常に有効な情報となります。

フェイスブックを情報発信と同時に情報収集の場として有効利用していただけるようにし、日々進歩するデジタルの力を災害対策に活用していきたいと考えております。

- 6番（安部一郎君）最後に、5番の財産活用推進会議・公共施設マネジメントについて、意見だけ述べさせていただきます。

新しいガイドライン、見させていただきました。公平・公正で公明に努めていただきたいと思います。

土地売払いのルールは、この内容に示しているとおり協議を重ね、その意思決定過程の分かる会議録を残し、最後に市長の決裁を仰ぐというルールを決して忘れないようにしてください。

それと、重要案件は市民に問うてください。今、そのようになっていると聞いております。ぜひそのように努めてもらいたいと思います。

最後にですけれども、先ほどの議事録、もめましたけれども、過去にも、過去の担当課に任せると犯罪が起きますよと3年前にこの議会で言ったとおりのことが、別府市でも起きました。締めるところは担当部局ではなくて、企画部であったり、総務部が締めないと、特に契約案件は、一回契約検査課で全ての契約書を見るという、そういうことを心がけていただきたいと思います。以上です。

- 議長（松川章三君）休憩いたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

- 副議長（小野正明君）再開します。

- 1番（梶田 貢君）新型コロナウイルスの猛威が止まらず、経済の厳しい状況が続いておりますが、今後、アフターコロナに向けていいスタートが切れるように、今からしっかりと対策が取れるものがあると思いますので、そういったことを中心に質問を本日は考えさせていただきました。よろしく願いいたします。

それと、私、ちょっと体が大きいもので、マイクとの距離が遠くて聞き取りづらいという方がありますので、ちょっと大きい声も出させていただきますし、時折マイクに近づいて話すこともございますので、ちょっと姿勢が悪いと思う方もおられますけれども、そこは御了承ください。よろしく願いいたします。

すみません、早速質問に入らせていただきたいと思います。と思っております。

まず、DXの推進についてというテーマで質問させていただきます。

まず、DXとは何かと思われる方もこの中におられると思いますので、少しだけ簡単にそのDXのことを説明させていただきます。

DXとは、正式名称は「デジタルトランスフォーメーション」と言います。内容は、今まで例えば手作業でやっていたものを、デジタル化することによって効率がアップして時間が空く、今の作業時間が効率に少なくなって、空いた時間を新たなことの作業をする、新たな取組をするというのが、基本的にDXの形になります。これが簡単な説明です。

今の説明は、国のほうで9月の1日から、その流れでデジタル庁が発足されました。昨今言われているDXの推進も、今ますます加速していくものだと私自身認識しております。皆さんは御存じかと思いますが、DXとは、デジタルもしくはAIの導入を指している言葉ではなく、デジタルを導入した先に変革をもたらす価値を指した言葉となっております。

しかし、別府市の企業では、DXの推進はおろか、デジタルの導入もままならない状況であります。コロナ禍によりこのDXの推進は、別府の観光産業が成り立っていくにも必須だと私は思っております。つきましては、行政として企業のDXに推進をどのように考えているか、お答えください。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業者を取り巻く環境は大きく変わっております。テレワークが主流にもなり、仕事の仕方だけではなく、売り方や作り方を変えることが求められておりまして、データとデジタル技術を活用して、これまでにないビジネスモデルの展開が必要となってきました。行政といたしましても、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、競争上の優位性を確立していく上でも、DX推進は重要なことと認識しております。

○1番（榊田 貢君） DXというキーワードは、企業の生き残りをかけた今後の活動において非常に重要になってくると思います。例えば人件費のカットとか、ほかのものの差別化なんかも取り入れていくことの時間も割けるのかなと思っております。

別府市における企業のDXの推進の取組をどこが行っているとかというのが、知っていればお答えいただきたいなと思っております。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

別府市での具体例ではございませんが、大分県産業創造機構が実施いたしました県内のIT企業がパートナーとなりまして、伴奏支援によりDXの取り組んだ事例といたしましては、食品加工企業への見積り依頼をオンライン化し、非対面化と対応時間短縮の実現や、アパレルショップとアパレル業界をつなぐ新しいマッチングサービスの開発、また、オンラインヨガサービスの構築によりまして地方から全国を対象とする新たな収益モデルの確立など、小さな課題から経営課題に至るまでデジタル技術を活用した様々な取組が大分県内でも進んでいる状況にあります。

○1番（榊田 貢君） 御紹介いただきました取組については、こちらも大分県のほうが取り組んでいることは、私も認識しております。しかしながら、先ほどもおっしゃいましたけれども、DXが別府市の事業所等においてはまだまだ浸透していないと考えております。別府市内の事業所等へのDX推進については、別府市においても取り組むべき課題だと私は考えております。

別府市主催のセミナーの開催や環境整備をした上でモデル企業を設けるなど、市としてどのようなサポートを考えておりますか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

別府市では、ラグビーワールドカップや東京オリンピックの開催を見据え、令和元年度、そして2年度に市内の事業者の皆様への支援策といたしまして、キャッシュレス機器導入支援に取り組んだ経緯がございます。キャッシュレス決済事業者によりまして説明会や導入前の使い方の講座などのセミナーも開催し、キャッシュレス対応機器導入補助金の交付によりまして、事業者の皆様がキャッシュレス決済への移行やタブレットの購入に活用していただいたところでございます。事業主等におきますキャッシュレス化やWi-Fi環境の整備等のデジタル化につきましては、DX推進に取り組む上で欠かせない手段の一つではございますが、今後は経営におきましてITの分野は欠かせない部分になると考えられておりまして、デジタル技術の積極的な活用を進めていく上でも、DXの概念や必要性、メリットなどを理解しておくことが必要であると考えております。

さらにDXは、感染症対策や働き方改革にも有効と考えられております。大分県では、DX推進に関しますセミナーなども開催しておりまして、別府市公式ホームページでも広く周知を図っているところでございます。

今後は、別府市におきましても、DX推進によりまして企業が抱えます課題解決やDXの人材の育成のセミナーの開催など、商工会議所や関係機関と連絡を図りながら、DXに向けた支援策について、他の自治体の取組なども調査研究しながら参考にしていきたいと思いますと考えております。

○1番(梶田 貢君) 先ほどいろいろなセミナーとか、モニター企業なんかもつくるとい
いのかなとは思っているのですけれども、そこはしっかり別府市も含めた、中心としたと
ころで審査をしていただいて、DXのモデルケースなんかをつくと非常に一般的にも分
かりやすくなってくるのかなと思いますので、そのところをしっかりと進めていただきた
いなと思っております。

続いて、別府市役所内のDXのことについてちょっと質問させていただきます。

別府市では、令和元年6月に別府デジタルファースト宣言を行っております。市民サー
ビスや職員の業務分担を目的としていると思いますが、まずはデジタルの導入を推進をし
ていると思うのですけれども、市民サービスや職員の業務負担減を目的にしていると思
います。まず、市民サービスの観点でお答えください。

○情報政策課長(新貝 仁君) お答えいたします。

別府市におきましては、令和元年6月に別府デジタルファースト宣言というものを出し
まして、それ以降、様々なデジタルを活用した取組を行ってまいりました。中でも
新しく市民向けのサービスの代表的なものとしたしまして、別府市公式LINEアカウン
トサービスというものを実施しております。これについてお答えをしたいと思います。

別府市公式LINEアカウントサービスは、令和元年の10月にサービスを開始いたし
ました。令和2年度には、利用者が欲しいと思う情報を登録していただいて、プッシュ形
式で配信するセグメント配信サービス、それから、AIを活用しましたごみ分別の案内
サービス、それから、お住いの町名を登録していただくことにより燃やさないごみなど
のごみ収集日を前日にメッセージでお知らせするサービス、さらに、今年度から幼稚園・小
中学校から保護者の方へ連絡をお伝えする学校連絡網サービスを開始しており、サービス
の拡大を図っているところでございます。24時間365日、どこにいても自分のスマートフォ
ンでサービスが利用できるという新しいものでございまして、本日現在の友達数でござい
ますけれども、1万5,778人と順調に利用者が広がっているところでございます。また、
利用者の方から、ごみの収集日の前日の通知は便利だといったような御意見もいただい
ているところでございます。

○1番(梶田 貢君) 今、答弁の中にごみ分別案内サービスのAIを活用という言葉が出
てきたのですけれども、AIとはいろいろありますけれども、どういったことを指してい
るかお答えください。

○情報政策課長(新貝 仁君) お答えいたします。

ごみ分別案内サービスは、仕組みとしては、利用者がLINEのチャット欄に品物の名
前を書き込んでいただきまして、そうしますと、その分別方法を自動的に答えるというよ
うなサービスになっております。別府市のほうであらかじめごみ分別のデータを用意しま
して回答するというような仕掛けなのですけれども、用意した品名と書き込まれた品名が
完全に一致していなくても、AIが候補を挙げて回答できるというような仕掛けになっ
ております。そうしたことで回答できないケースを大きく減らすことができっております。ま
た、いろいろな表記を全て登録しておく必要が低くなりますので、管理もしやすくなる
という点もでございます。

○1番(梶田 貢君) 学校連絡サービスということも開始したということなのですけれど
も、これまでの活用状況をお答えください。

○情報政策課長(新貝 仁君) お答えします。

今年度開始しました学校連絡網サービスは、それまで学校ごとに導入しておりました
メールの連絡網に代わるものとして構築しました。教育委員会の所管で別府市立の小中学
校・幼稚園で導入しております。学校からの連絡を学年別や学級別に配信したり、保護者
がメッセージを見たかどうかを確認できるという、特に緊急の連絡のときなんかにも便利

になりますけれども、そういった機能もございます。8月下旬時点の市全体での登録率は、88%となっておりますのでございます。

- 1番(梶田 貢君) 先ほど別府市の公式LINEアカウント数の登録者数が、現在1万5,700人ということでしたが、これを今後多分増やしていくと思うのですけれども、その登録者数をどのように今後拡大していくのかお答えください。

- 情報政策課長(新貝 仁君) お答えします。

LINEは、日常的に非常に多くの方に使われているサービスという特徴がございます。このLINEに様々な技術を合わせて活用することで、より市民にとって便利なサービスを提供することができるというふうに考えております。サービスの充実とともに便利な機能の広報なども積極的に行うことによりまして、別府市のデジタルファースト推進計画では、令和5年度に3万人、令和7年度に5万人の友達登録を目標にしているところでございます。

- 1番(梶田 貢君) 登録者数ですね、5万人という数なのですけれども、令和7年度に5万人ですね、令和5年度に3万人という数値を挙げているのですけれども、仮に令和7年度5万人という数は、別府市の人口の半分近くの方が登録するという形になるのですよね。ただ、やっぱりAIとかデジタルというのが、例えば該当する年代、こういうDXなんかもそうなのですけれども、それを中心とする方がいかに周知していくかということが、私は一番大事だと思うのですよね。だから、目標人数もすごく大事だと思うのですけれども、年代ごとでどの年代が一番知っているか、一番これを活用している年代が周知率のパーセンテージを上げていくとか、そういったのが今後大事なのかと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

- 情報政策課長(新貝 仁君) お答えいたします。

登録者の目標につきましては、これまでの登録者の伸び率に近い想定で2年後、4年後の目標値を設定したもので、目標を達成するにはサービスの充実はもちろん、周知・広報も含めて積極的・継続的に行うことが必要になるというふうに考えております。また、今後様々な行政手続がスマートフォンで完結できるような時代になってまいりますと、その案内窓口の一つとしてさらに大切な位置づけになってくるというふうにも考えているところです。

議員の御指摘のとおり、目標達成には幅広い世代や生活背景の市民に支持されるサービスとなる必要がございますので、戦略を持ちつつサービスの充実に取り組み、市民がそれぞれに便利さを実感してもらえるサービスに育てていきたいと考えております。

- 1番(梶田 貢君) ぜひとも一番使いこなせる年代に非常に周知していただいて、それを知らない方に教えていくという、そして周知していくということが、一番広がっていく中ではいい形なのかなと私も思いますので、ぜひともしっかり戦略を立ててやっていただきたいなと思います。

そして、職員の業務負担減がなされているということだったのですけれども、具体的にどのように軽減されているのでしょうか。

- 情報政策課長(新貝 仁君) お答えいたします。

職員の事務負担の軽減の効果といたしまして、職員がパソコンを利用して行う定例的な業務を自動化するRPAという技術がございます。ロボテック・プロセス・オートメーションというような名前なのですが、プログラムによる業務の自動化というような意味ですね、この利用に関する効果についてお答えいたします。

このRPAは、令和元年5月から別府市におきまして本格運用を始めております。令和2年度末時点で60業務でRPAを利用しまして、職員が行っていた作業時間年間4,623時間を縮減することができました。これはRPAを利用する前の該当する業務の81.3%

の業務時間の縮減となります。今年度も、利用範囲を拡大しまして、現時点で10業務増えまして70業務、職員の作業時間年間5,047時間を縮減できているところでございます。

最近のRPAの利用例といたしまして、コロナウイルスのワクチンを接種した記録をシステムに登録するという業務がございまして、これは登録数が膨大なため、RPAを利用できないかという相談が担当からございまして、RPAで登録するように対応を行っているなどがございます。

- 1番(榊田 貢君) 今答弁いただいた「RPA」という言葉、これは多分専門用語だと思うのですよね。だから多分少し分かりづらい方も多いと思います。RPAというものが、具体的にどのような作業を行っているか、そしてどのような業務時間が短縮されているか教えていただきたいです。

そして、また業務時間を短縮することが目的ではないのですよね、先ほど言ったDXは、短縮した時間をどのように活用して新たな価値に転換することが、これが目的だと思います。これがDXの最終形態ですね。その時間をどのような価値に転換されているのでしょうか。お答えください。

- 情報政策課長(新貝 仁君) お答えいたします。

まず、RPAの具体的な中身でございます。RPAは、もともとあるシステムやデータを使ってパソコンの画面上で行う操作を自動化する、パソコン上の操作を自動化するというプログラムをつくることのできる技術になります。現在までに市の様々な業務がシステム化されてきてはいるのですけれども、システムに対応していないデータの集計、それから単純な登録作業、複数のシステムをまたいだ作業など、職員の手作業で行っている定型業務も多くあるところでございます。こういった作業をRPAで自動化することで、単純な入力だけをしている作業、システム画面からデータをひたすら抜き出す作業などの部分を自動で行いまして、作業によっては大きな業務時間の削減ができるという新しい技術になります。もちろん他のシステム処理と同じく、処理後の結果の確認というところは、これまでどおり職員が行う必要はございます。

RPAで業務時間が短縮できた結果でございますけれども、短縮できたことによりまして、窓口対応や電話対応などの市民サービスをより丁寧に行えるようになった、制度の説明チラシをつくる時間に充てて、より分かりやすい説明ができるようになったというようなことを聞いております。また、定型業務に費やす時間が削減できるということで、新規の事業などにもより十分な対応ができるようになるというふうに考えております。

いずれにしても、RPAは、市民に直接対応するなどの、人間でないとできない業務により多くの時間を向けられるようになる技術だというふうに感じておりまして、今後も積極的に推進していきたいと考えているところでございます。

- 1番(榊田 貢君) 今言われたみたいに、空いた時間をいろんなところで様々な分野に伸ばしているということで、これがもうちょっと表に分かりやすく出てくると、本当にDXの推進というのが進んでいるなというのが分かりやすくなるかなと思います。

国においても、9月1日にデジタル庁が開設されて、最後の分野においても市民サービスの分野で庁内や職員の事務においてもデジタルを活用した変革、DXは今後ますます重要になってくると思います。別府市の今後のDXの推進について役所内での動き、そして先ほど言った民間での動きというのは、市長はどのようにお考えでしょうか。お答えください。

- 市長(長野恭紘君) お答えをさせていただきます。

議員言われるようにこのデジタル化、DX化というのは、手段であって目的ではありませんので、このデジタルの技術を活用していかに市民生活を豊かにしていくか、また課題を解決していくか、こういうことに尽きるのだろうというふうに思っています。デジタル

改革関連法が成立をして、それからデジタル庁が発足をしてということで、国の流れとしては、国も地方自治体もますますこのデジタル化の流れというのが、民間企業においてもますます進んでいくのだろうというふうに、これはもう容易に推測ができるというふうに思います。

別府においては、先ほど来のお話に出ておりますように、別府デジタルファースト宣言というのを全国の自治体に先駆けて、全国で初めてです、別府が初めに宣言をさせていただいて、以来、これも先ほど来より出ておりますRPAであるとかAI-OCRと、こういった技術を使って時間を大幅に短縮、作業時間を短縮したというような話もありました。このデジタル化によって人、それから時間、お金の再配分を行えるというふうに私自身は思っておりますし、市民全員にこの恩恵がないといけない。デジタルが得意な人だけこれを活用するというのではなくて、先ほど来よりお話が空いているように空いた時間、浮いたお金、それからそういったリソースをデジタルが苦手な人に対してしっかりと当てる。いわゆる「デジタル弱者」と言われるような方々にもしっかりとそこに光を当てて、全員がそのデジタル化の恩恵を受けられる、こういうふうにならないと世の中はいけないのだろうというふうに思っています。

行政だけではなくて、議員も今、民間の青年会議所等で一生懸命この動きをされているのだろうというふうに思っておりますけれども、ぜひこれは民間の皆さん方と一緒に進めていかないと、我々だけが進めてもいいというわけではなくて、民間の皆さんが進めればいいということではなくて、全体が前に進むためには、一緒に同じ方向を向いていくということがとても大事なことだというふうに思っておりますので、しっかりとそれは皆さん方と協力してデジタル化、市民の皆さん方が、全員が恩恵を実感できる、こういうデジタル化をしっかりと推進していきたいと考えているところでございます。

- 1番(梶田 貢君) 今御答弁いただいたみたい、私もいろいろそういった形で勉強させていただいております。本当に3年前まで、例えばSDGsなんかいう言葉も聞いたことはあったのですけれども、身近なものではなかったですね。今、どこに行ってもそのSDGsという言葉聞くように、このDXというのをしっかりと、多分これから出てくると思うのですよね。やっぱり今はまだデジタル化の部分で止まっている部分、例えばキャッシュレスとか、ああいったのもデジタル化ということになるので、そのデジタル化で止まらず、次のさらなるステップで行けるDXを今後しっかりと推進して、別府市がどこよりも早く前に進めるよう、市長も対応も速いですし、柔軟ですので、しっかりと私たちも協力して進めていきたいなと思って、この項を終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、楠銀天街のことについて質問させていただきます。

私が生まれる前の話は、いろいろ聞いているのですよね。昔は、商店街も人が多くて歩けないぐらいで、お正月はお酒を配っていてすごくにぎやかだったというふうな話をお伺いしております。現在、この楠商店街の商店数もかなり減っております、様々なトラブルが起こっていますね。

そこで、お尋ねします。現状、楠銀天街の管理はどのようになっておりますか。

- 産業政策課長(竹元 徹君) お答えいたします。

楠銀天街につきましては、昭和27年4月4日に設立しました別府楠銀天街協同組合により管理をされてきましたが、平成20年5月28日に協同組合が解散となったことによりまして、それ以降は任意団体であります、くすぎん通り会が銀天街を管理している状況でございます。

- 1番(梶田 貢君) この間もそのアーケード内で電線が垂れ落ちたりとか、そこから火花が上がるといった事案が発生しております。そこに修理業者さんも来てくれたのですけれども、やはりそのアーケードの上に乗ると私たち自身が落ちてしまう危険性があるとい

うことで、とりあえず応急処置で終わらせているみたいですが、やはり看板の落下など様々なことを私はお聞きしておりますが、この楠銀天街は、行政の方々がこの施設の老朽化に伴う破損等の現状は、今どのように把握しておりますか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

楠銀天街にはアーケードが設置されておりますが、天井パネルやカバーの変形、破損、落下物のおそれ、柱の破損、そして電線等の劣化など施設の老朽化が進んでいる状況でございます。アーケードの所有者は、くすぎん通り会でございますので、基本的には維持管理等の対応は通り会で行うものでございますが、緊急性や安全性の確保から急な対応が必要な箇所等につきましては、その都度市で対応してきたところでございます。

また、商店街には街灯が設置されておりますが、各区間単位でこれまで維持管理をされておりましたが、現状は秋葉通りから永石通りまでの一部区間のみ街灯が点灯している状況でございます。会員数の減少などもございまして、街灯の電気使用契約を既に解約している区間もあることを通り会の関係者などから聞いておりますが、夜間はアーケード内の照明が十分に確保されていない状況でございますので、歩行上の面においても、防犯上の面においても危険性がある中、現在の通り会の体制状況等を踏まえますと、施設の維持管理、安全対策等を通り会自らの力だけで行うことは、非常に厳しい状況にあると考えております。

○1番（榊田 貢君） 今答弁いただいたみたいに、ちょっと本当に商店街だけで運営を行うのは非常に厳しいということとか、本当にアーケード内が暗いという、今は秋ですので、いいですけども、これから寒くなると日が落ちる時間もすごく早くなってくるのかなというところで、アーケード内のやはりその場所が、点灯するスポットが数か所あるというふうなお声を聞いております。でも、実際それだけでは不十分ですし、私もあの中を通ったときに急にライトがぼんつくのですよね。やっぱりびっくりされる方も非常に多いです、実際はもう通る段階では暗いです。ライトがついた段階で物が落ちてきても、これはもう気づかない状況ですので、事件が起きてしまうリスクも非常に高いのかなというふうに思っております。そのため、基本的に地元の子どもたちには極力アーケード内を通らないことというふうに言ったり、先ほど言いました防犯上のほうでも非常に危険という声が出ております。子どもを持つ親は大変心配しているというふうに、私はお聞きしております。

そこで、先ほどから何度も言いますけれども、この商店街自身で管理が今非常に厳しい状況になっている中で、やはりもうここでちょっと別府市のほうが少しサポートできればいいのかなと思っておりますので、地元の方が安心して通行できるようにできないでしょうか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

銀天街の街灯につきましては、アーケードと一体となった設備として、くすぎん通り会が管理をしている状況でございますが、施設の老朽化等もございまして、現在はほとんど機能していない状態でございます。

市としましては、老朽化したアーケードを今後どうしていくのかということ、地元と協議を行う中で安全対策も含めて検討していきたいと考えております。

○1番（榊田 貢君） 本当、先ほどから何度も言いますけれども、アーケードについて通り会のほうがもう対応できない状況というのは、今、行政の方もお答えしていただいたとおり、地元の方ももうこれは周知済みの段階に来ております。行政としても対応が必要な段階に来ております。どういった課題があるのかとか、アーケードについて地元の理解や協力などが絶対に必要だと思います。できれば、地元の方は市のほうで解体していただくと非常に助かるということもありまして、そういう方向に進めていただきたい

など思っております。

様々な課題や条件もありますし、今後大変ですけれども、前向きに進めていただくことはできないでしょうか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

アーケードにつきましては、所有者が通り会であるため、原則的には市のほうでの対応は難しい面があります。しかしながら、安全な道路通行の確保を図るため関係部局と連携し、地元の関係者と協議しながら、市としての対応を検討していきたいと考えております。

課題といたしましては、通りに接している建物も老朽化していることや、土地建物所有者、店舗経営者、居住者など様々な関係者との意見調整が必要となるなど多くの課題があります。アーケードの問題につきましては、地元関係者の協力が前提条件となりますが、できるだけ早い時期に関係者と協議の場を持ちながら進めていきたいと考えています。

○1番（榊田 貢君） 今答弁いただいたみたい、検討していただけるとのことですね。できるだけ早い時期に協議の場を設けたいという答弁をいただきました。ぜひとも進めていただきたいなと思っております。

この項の最後に、ちょっと部長のほうからこの件について御答弁いただきたいなと思えます。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

楠銀天街につきましては、長年の懸案事項であり、様々な課題があることは承知しております。課題解決に向けては、先ほど課長が申しましたように、何より地元関係者の協力が必要不可欠でございますので、地元の方々と共に取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（榊田 貢君） 今言ったみたいに、地元の方と対応をしっかりとっていくという答弁をいただきまして、本当に行政の皆様が問題意識を持っていただいて、少しでも進んでいければなと思っております。

私も地元の議員としてしっかりと今後協力体制を取って進めていきたいなと思っておりますし、いい方向に進めばなと思ひまして、この項を終わらせていただきたいなと思っております。

続きまして、実相寺多目的グラウンドとハイパフォーマンスジム別府について質問させていただきます。

実相寺にありますハイパフォーマンスジム別府についてお尋ねいたします。とても専門的な機材が非常に多いですね。多くの方に利用していただきたいと、多分皆様思っていると思います。現在、コロナ禍という状況の中で利用者が増えないことは十分考えられますし、そういった意味で苦戦していると思います。

そこで、お尋ねいたします。ハイパフォーマンスジムの設置経緯、利用状況、経費について御説明ください。

○スポーツ推進課長（中西郁夫君） お答えいたします。

ラグビーワールドカップのキャンプ誘致において、ジムを設置することが要件となっております。世界の強豪チームが複数来ることが決定しており、視察に来たチームから、常設のジムの設置に対して要望がありました。また、内部設置の機具は特殊なものであり、レンタル2回分で購入金額と同等となることから、それ以降、オリ・パラのキャンプで使用するかスポーツのキャンプ誘致などの利用状況などを鑑みまして、機具を購入することとし、大会後には多くの市民の方に利用していただくことにより市民の健康増進と競技水準の向上のための施設として設置いたしました。

利用状況でございますが、令和元年度は11月2日にオープン、新型コロナウイルス感染拡大防止策で翌年3月4日から休館するまで5,965人、7団体利用、令和2年度は4月から6月まで閉館・休館し、7月1日からで1万6,466人、9団体利用、令和3年度は5

月 17 日から 6 月 13 日まで休館し、8 月末現在で 7,508 人、3 団体に御利用いただいております。人数は、トレーニングの利用者とヨガやストレッチなどのプログラムの利用者を合わせた人数でございます。

経費についてですが、令和元年度決算額、歳出が 674 万 8,211 円、歳入は 273 万 3,080 円、令和 2 年度決算額、歳出が 1,604 万 5,588 円、歳入 625 万 5,760 円でございます。

○1 番(梶田 貢君) 今答弁いただいて、利用状況の御説明があったと思うのですが、
「団体」という言葉が何度か出てきております。利用方法など、どのような団体が利用しているか、その団体という部分に対して具体的に説明してください。

○スポーツ推進課長(中西郁夫君) お答えいたします。

これは 1 つの団体につき 2 時間、早朝の営業時間前や平日の夕方の比較的一般利用者の少ない時間にジムを貸し切って利用していただくものであります。これまでに高校のバスケットボール部やラグビー代表チーム、またラグビーのトップリーグの合宿などで利用していただいております。

○1 番(梶田 貢君) 今、高校生を中心として競技力のレベルアップには、これは筋トレが本当に欠かせない状況になっております。そのレベルアップをすることによって全国大会でいい成績を残すということで、これが本当に地元の PR になるのかなと思っております。例えば明豊高校の野球部なんかはすごく分かりやすいと思うのですが、NHK に別府の町並みが紹介されたりとか、非常にいい PR になっていますし、私も県外の方と話すると、やっぱり野球を好きな方は、明豊高校は大体皆さん知っています。そういった意味で、今後こういった明豊高校に限らず地元の方が、団体の利用についても、もっと地元の高校生を中心に部活などで PR していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○スポーツ推進課長(中西郁夫君) お答えいたします。

ジムの団体利用につきましては、PR 方法等を検討し、多くの団体の方に御利用いただきたいと考えております。

○1 番(梶田 貢君) 確かに PR して、多くの団体に御利用していただくというのが本当に大事なことだと思います。やはり団体で埋まるということは、その時間確実に埋まるということなので、非常にいい考えなのかなと私は思っております。

そこで、そのハイパフォーマンスジム別府ですね、これまで多くのトップアスリートがハイパフォーマンスジムを利用していると私もお聞きしています。実際使っておりますよね。その利用チームや選手の名前など具体的な実績は、どのように PR を行っておりますか。

○スポーツ推進課長(中西郁夫君) お答えいたします。

ラグビーワールドカップ代表チームやラグビートップチームなどが別府で合宿を行ったということは、報道やホームページなど様々な手段でお知らせしてきましたが、ハイパフォーマンスジム別府の利用についての PR 自体は行っておりませんでした。

○1 番(梶田 貢君) 私もこの間、ハイパフォーマンスジム別府のホームページを見させていただいたのですが、トップアスリートが使用している具体例とか、そういうのが本当に載ってなくて、これ、プロが使用する場所というのは、これは非常に施設の付加価値を高める要因の一つだと私は思うのですよね。プロが使えるその施設を民間の方が使えるというのは、これは本当に、例えば選手のファンであれば、そのファンの方が本当にそこを使うということになってくると思うのですよね。そうすれば利用者の本当に増加につながる要因だと、私は一つの要因と考えております。このような観点から、民業圧迫の部分も多少なる部分もあると思うのですが、PR の方法についてもぜひ御検討いただきたいと思っております。

このハイパフォーマンスジムは、先ほど収支報告も出ましたけれども、収入より支出が多く赤字状態です。これはコロナ禍なので仕方ない部分も私はあると考えておりますが、利用者のほうからでも、私も1度行ったのですけれども、ほかのジムに比べて来ている方が、専門的な道具が多いので少ないのに、スタッフの数が非常に多いという指摘があります。このような状況の中で、今後市が継続していくのか、それとも指定管理制度など民間の活力をやるのかとか賃貸借契約なんか、いろんな方法があると思いますが、市としてどのように考えておりますか。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

施設の運営の上で、収支バランスを改善することは重要なことと認識しておりますが、施設の設定目的であるワールドカップ終了後は、市民スポーツの推進や健康づくりのため、一般の方から部活動やスポーツ団体などの競技力向上を目指すアスリートまで、全ての市民が満足できる施設として利用していただくことも重要なことと考えております。そのためには、市直営が適切なのか、指定管理者制度が適切なのか、それともほかの公民連携の手法による管理運営が適切なのか、設定目的を達成できる方法について十分検討する必要があると考えております。

○1番（榎田 貢君） 今おっしゃったみたいに設置目的ということは、非常に私も大切だと思います。ただその設置目的ばかりに集中すると、北浜温泉テルマスさんみたいにやはり潰れてしまうと、そのもともとの目的自体が達成できなくなってしまう可能性があるのですよね。ここの利用者がゼロであれば潰すということとかも例えば出てくるのですけれども、利用している方がいるということは、やっぱり経営の部分もしっかり考えた上で、今後健康増進と2つの部分もしっかり並行しながら考えていただきたいなと思います。本当に今ジムが増えてきている中で、民間のところなんかは温泉がついていたりとか附属するものがたくさんありますので、差別化されるとなかなか厳しい部分もあるのですけれども、そこをうまく収支バランスも取った上で健康増進という観点でしっかりと協議を進めていただきたいなと思ひまして、私、次の実相寺の多目的グラウンドの件について御質問させていただきます。

実相寺の多目的グラウンドの年間使用回数は、今決まっているとお聞きしましたが、年間使用回数は、現在何回使用できますか。

○スポーツ推進課長（中西郁夫君） お答えいたします。

令和2年度の実績でございますが、年間76回、日数にして101日使用しております。4月から5月の間は、新型コロナウイルス感染拡大によるキャンセルがございました。令和3年度でございますが、8月末までの実績で30回、42日使用しています。7月、8月は同じく新型コロナウイルス感染拡大によるキャンセルがございました。

実相寺多目的グラウンドは天然芝のため、管理上養生期間を設定するなど使用制限がございます。

○1番（榎田 貢君） 利用者の意見として、雨が降った場合使用できない日があるなど制限があって非常に利用しにくいというふうにお伺いしております。サッカーやラグビーは、少々の雨でも試合を行うスポーツです。私もサッカーをしている方に聞いたのですけれども、サッカーというのは基本的に雷が落ちない限り試合は雨の日でも雪の日でも行われるということです。それはなぜかという、雷が落ちるとゴールポストに雷が落ちてしまうので、こういうときだけやはり試合ができないというふうにお伺いしております。スポーツをする施設が雨天時で利用制限されるということは、やっぱり専門的な方からいうと、グラウンドの構造にも少し、選手が荒らして芝が剥げるのではなくて、やっぱりグラウンドの構造にも少し問題があるのではないかなというふうと考えられると意見を聞きましてけれども、市はどのように考えておりますか。

○スポーツ推進課長（中西郁夫君） お答えいたします。

現状では、雨天の際も御利用していただけますが、グラウンドコンディションが不良の場合や養生が必要な場合は、雨天時、また雨天後に使用制限、または中止をする場合がございます。

グラウンドの西側、北側が斜面であるため、大雨の際に雨水、雨水がたまりやすい地形ではございますが、指定管理者と協議し、できる限り使用回数を増やし、市民の方に利用していただけるよう努めてまいります。また、施設の運営協議会においても利用について検討していきたいと考えております。

○1番（榊田 貢君） 分かりました。再三同じことを言うようになりますけれども、例えば小学生の生徒がラグビーのスクラム組んですぐ剥げたりとか、小学生のサッカーがやっばりすぐ剥げる地質というのは、なかなかプロが本来はできない施設であるのではないかなというのは、これはもう本当にやっている方の声なのですけれども、そういった意味でもう一度そういった部分もしっかり見直していただきたいなと思っております。

次の質問の、グラウンドの数が減っているという質問に関しては、先輩議員、同僚議員が質問していましたので、そちらのほうは割愛させていただきたいのですけれども、私から一言だけ言わせていただきたいのは、私が所属している団体があるのですけれども、その野球大会を行うというときに、県内の8市町村の方が行って、大きな大会を行いたいというときに、たくさんの方に野球グラウンドを使っていただきたいという声があって、1団体2時間までの制限しかないということで、市長も私も野球は大好きですけれども、分かつとおり8チームで2時間というのは、どう考えてもできないということで、皆さん別府に来てお金を落とそうという方もちょっと、結局場所は違うところになったのですが、そういった事例がありましたので、ぜひとも今後、市長も副市長も答弁いただいたのですけれども、そういった事例があるということで、しっかり検討していただきたいなと思って、最後の質問の項に移らせていただきたいなと思います。

婚活事情についてということで、新型コロナウイルスが全国的にも、蔓延前は婚活が行われておりまして、最近ではマッチングアプリなども普及しております。別府市でも婚活サポート事業を実施していますが、この事業の目的をお答えください。

○市民課長（大石宗徳君） お答えいたします。

結婚を望む独身男女に出会いの機会を提供するとともに、婚活イベントを開催し、結婚、地域への就業、別府市への定住のきっかけづくりをすることにより人口増加を目指し、併せて経済の活性化につなげることとしております。

○1番（榊田 貢君） そこで、今のところ何名の方が参加して、何組のカップルが誕生したかお聞かせください。

○市民課長（大石宗徳君） お答えいたします。

別府市では、平成30年度にこの婚活サポート実行委員会を立ち上げ、30年度に2回、令和元年度に2回婚活イベントを開催しました。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止をしております。2年間で4回開催いたしまして、男性131名、女性125名、計256名の方に参加していただき、32組のカップルが成立しております。（発言する者あり）

○1番（榊田 貢君） 私も、ぜひ参加させていただきたいなと思います。過去4回開催したということですが、いろいろ問題点や悩むこともあると思います。私は、その中で一つ、どこで開催するかということも、これは非常に大事ななと考えております。これはなぜかというのは、この後続くので、後でお話しさせていただきますけれども、今まで開催した場所、詳細をお聞かせください。

○市民課長（大石宗徳君） お答えいたします。

婚活イベントにつきましては、別府市婚活サポート事業実施委員会の中で協議をしております。この委員会は、別府市、商工会議所や別府市旅館ホテル組合、金融機関など市内の事業所や団体から推薦していただいた方が主たる構成員となっており、婚活サポート事業の企画及び運営を行っております。イベント内容や場所の選定については、この委員会で協議の上決定しております。

過去におきましては、城島高原パークや野口元町にあります結婚式場ラフィネ・マリアージュ迎賓館などに御協力をいただき開催いたしました。

- 1番（榊田 貢君） 先ほども答弁いただきましたけれども、32組のカップルの成立など非常にいい方向に進んでおりますね。

そこで、このイベントの効果を、そして行政が考えます今後の課題をお聞かせください。

- 市民課長（大石宗徳君） お答えいたします。

イベントの効果につきましては、先ほど御報告させていただきましたとおり、多くのカップルが成立したこと、異性と知り合う機会が少ない方や、将来別府市に住んでみたいと思われた方々に御参加いただけたと考えております。今後は参加者のアンケート結果を参考に、より充実したイベントとなるよう検討していきたいと考えております。

また、婚活イベント終了後のアフターなどについて、行政としてどこまでフォローができるか等が課題と考えております。

- 1番（榊田 貢君） 私は、この婚活イベントですね、先ほど言ったことになるのですけれども、民間の活力を導入すべきではないのかなと思います。今、別府市内はホテル、ハウスウェディングを中心とした結婚式場が、非常に苦戦しております。これは苦戦しているのは、コロナウイルス以前から苦戦しております。例えばホテルとかハウスウェディングで婚活イベントを開催して、そこは相手方に了承を得て、個人情報ですので、しなければいけないと思うのですけれども、参加者からは、ホテルとかブライダル場から継続的に独自のイベント告知とか式場見学のブライダル情報とかを定期的に送付することでアフターフォローの部分、難しい部分を民間に依頼して婚活事業を盛り上げていく方法があるかと私は思っているのですよね。そして、そこで仮に結ばれたら、その会場で挙式を挙げるという可能性も私は非常にあるのではないのかなと考えております。先ほど本当に答弁いただきましたアフターフォローの部分で負担も減り、より効率よい事業になると思います。

そして、本当に終わった後、やっぱりあの人がよかったなというところも、そのホテル等とかハウスウェディング等に問合せしていただいて、また相手がよければつないでいくという相乗効果もあります。民間との連携を今後検討していただきたいなと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

- 市民課長（大石宗徳君） お答えいたします。

最初のイベントを市が実施し、開催したホテルや結婚式場などで事業者主体で継続的に2回目以降を実施するなど、民間との連携による事業展開により、民間事業者の創意工夫による事業活性化や民間活力の向上、そして、何より少子化対策や若年人口を増やす取組の一助となることを期待できると考えております。

- 1番（榊田 貢君） 現在、大分県の方では結婚するための応援金が出ておりまして、新型コロナウイルスの感染対策を徹底した結婚式や披露宴を支援するために支援金を支給しております。コロナウイルスの影響で所得が減った方も少なくないでしょうし、別府市の平均所得が、平成29年度のデータになるのですけれども、230万と決して高いわけではありません。少しでも結婚される方の負担を減らすことも私は大事だと考えています。

そこで、別府市も独自の応援金や補助金は考えていないでしょうか。

- 市民課長（大石宗徳君） お答えいたします。

現在、別府市では、御結婚を控えた方の独自の支援は行っておりません。大分県では、このコロナ禍の中で結婚式中止や延期をされる方が増加していることに対し、希望する時期の御結婚を支援するために実施されております。本市においても、県や他都市の状況について調査研究してまいりたいと考えております。

○1番(梶田 貢君) 御答弁ありがとうございます。この婚活サポート事業の今後についてどのように最終的にお考えでしょうか。お答えください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長(田辺 裕君) お答えします。

結婚に向けた婚活のサポートにつきましては、行政と民間が一体となり、社会全体で取り組むべき課題と認識し、これまで平成30年から事業を進めておりますが、今後も参加人員や年齢層並びに開催時期など研究し、出会いの場の創出など継続的なサポートを続けてまいりたいと考えております。

○1番(梶田 貢君) 本当に行政さんがこういうすばらしいイベントをして、民間が結びつき、民間もこういった方を探しているという問題点がたくさんありますので、しっかり今後民間と行政がタッグを組むということの一つのモデルケースにしていきたいなど私は思います。

そこで、市長はどのようにそういった意味でお考えか、民間と婚活ですね、いい方向に捉える部分で市長のお考えがあればお答えください。

○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

実行委員会形式で今行っておりますけれども、非常に実行委員会のメンバーも、中身はほとんど民間の方でやっていただいている、私も2回参加しましたけれども、非常に中身もすばらしい、バラエティーに富んでいるというか、企画から立案、実行まですばらしいやっぱりエンターテイナーがたくさん別府にはいるなというふうに、多分頭の中ではどの人か分かっていると思いますけれども、そういう方々が中心になってやっていただいているということだと思います。

さらに、私は婚活については、行政は余り積極的に、別府市の場合においてはあまりやる必要はないのではないかと、個人的にはそう思ったのですが、市の中にも、職員の中にもなかなか出会いがないという声もありましたし、意外と私が思っている以上にやはりなかなか出会いの場というのはないのだなというふうなことを実感しています。それで、過去、数回にわたってやってきたわけでありましてけれども、より実行委員会形式で今後もやっていきつつ、より多くの民間の皆さんを巻き込んで、このことによって別府市全体が活性化していくわけなので、積極的に、これは当然ですけれども、継続をしていきつつアップデートも図りながらやっていければいいなというふうに思います。

いずれにしても、出会いの機会をしっかりと行政としてもサポートしていく、つくっていくというのが今の時代には必要なのだなというふうにも実感しておりますので、今後も継続してしっかり続けていきたいというふうに思います。

○1番(梶田 貢君) 私も、では、ぜひ積極的に参加していきたいなと思ひまして、質問を終わらせていただきたいなと思います。

○16番(市原隆生君) 医療についてということからスタートさせていただきますけれども、医療についてというよりも、今のコロナワクチン、コロナウイルスのことについていろいろな面からの質問をさせていただきたいと思います。

最初に、ワクチンデマということでもありますけれども、今、本当にテレビ・新聞でまず、「昨日の感染者は何人でした」というところから始まり、いろんな話題というのか、ニュースでも「昨日の感染者は」ということで始まるわけですがけれども、その中の、ある人からいったら、「感染者」と言うけれども、PCR・陽性イコール感染者ではないということも何か言われておりました。まず、この感染ということになりますと、何らかの症状があ

る、検査をしてもらったら陽性だった、それで感染が分かったというようなことになるらしいのですけれども、何も症状がないまま検査を受けて陽性が出た、陰性だったということで、そのまま感染、また感染でないということが決まるのではないだろうというようなことも言われております。そういったいろんな、私たち専門的な知識のない者からすれば分からないところでいろんな数字が飛び交っている中で、こういった、このテーマであります、ワクチンデマということも出てくるのかなというような気がしております。

本当に専門知識のない者にとってみれば非常に気になると思いますか、私自身も実際にお聞きをしました。このワクチンの、国内でワクチンの接種が始まるか始まらないかというぐらいのタイミングだったと思いますけれども、このワクチン、打ったら大変なことになるよ、命を失うような設計も何か入っていると、いろんな内容のことを言われておりましたし、実際にネットでもそういうことが飛び交っているというようなことでありました。

そういったことが、私どもの公明新聞でも取り上げられていて、いろんな知識を紹介してくれたのですけれども、市としてこの様々な誤った情報が飛び交っているというようなことがありますけれども、どのような把握をしているか、まずお尋ねしたいと思います。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

報道記事等によりますと、体に磁石がくっつく、遺伝情報が書き換えられる、マイクロチップで監視される、不妊や流産につながる、自閉症を引き起こすなどがありました。真偽の判断が難しいものもありますが、ほとんどが科学的根拠のない容易にデマと見破られるものです。これらは、ソーシャルネットワークサービスを通じて拡散された情報と言われております。

○16番（市原隆生君） そういったデマが飛び交っている中で、私がお聞きした方からも、私は絶対打たぬよというようなことも言っておられましたけれども、こういった現状の中で接種の推進に影響を与えている部分があるのでしょうか。どうでしょうか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

ソーシャルネットワークサービスに触れる機会の多い若年層の接種希望割合が低いことから、誤った理解を促してしまう誤情報や意図的に発信された、事実とは異なる疑情報の影響が危惧されているところであります。

当市におきましては、8月23日より全年齢を対象としてワクチン接種の予約を受け付けております。接種に当たりましては、公共機関等が発信する信頼できる情報を確認し、接種を行うか否かの判断をお願いしております。今後も市報や市公式ホームページを通じて積極的な情報発信に努めてまいります。

○16番（市原隆生君） よろしくお願いをしたいと思います。

このウイルスに感染しないために、テレビ等ではとにかく出歩かないように、人と接触しないようにということしかおっしゃらないような記憶がありますがけれども、一方で、このウイルス自体の研究をされている方に言わせると、この感染する状況、このウイルス自体が人間発症ではなくて動物から出ているのだということでありました。ですから、ウイルスの研究の専門家というのは、皆さん獣医さんだそうですね。その方がおっしゃっていましたがけれども、こういうことになると感染をし、また体が弱っていくと。だから、付着をしている段階と感染しているということは違うのですよということでもあるのですね。だから付着をした、ウイルスが体にくっついた、粘膜についたという段階でも、例えば免疫力を上げる、栄養を取る、睡眠をしっかり取っている、またカテキン、お茶なんかが非常にいいということでありましたけれども、いろんなことで自身の免疫力を高めることで、菌がたとえ付着をしたとしても、それが感染まで持っていけないで打ち返すことができるというようなことも言っておられましたけれども、今までも風邪やインフルエンザ等の免

疫力を高めることが予防につながっているということでもあります。

外出して人と会わない等しかテレビは言わないというわけでありますけれども、同じく免疫を高めることである、ある程度の予防ができると考えますけれども、個人ができることとしてどのようなことがあるのか、その点はいかがでしょうか。

○健康推進課長（樋田英彦君） お答えします。

新型コロナウイルスの感染予防として、まず個人でできる取組として、正しいマスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒、換気、密を避ける、大人数での会食やマスクなしでの会話を控えるなど、基本的な今まで言われている感染予防対策の徹底をお願いするとともに、議員さんもおっしゃったように、日常的にバランスの取れた食事を取り、適度な運動を心がけ、しっかり睡眠を取るなどの体調管理、さらに人との会話や交流機会が減り、気分が沈みがちにならないように、自分に合ったストレス解消法を見つけ日常生活を過ごすことなども大切なことです。

また、体調に少しでも異変がある場合は、例えば頭痛や喉の痛み、倦怠感などがある場合は、早めに医療機関等を受診していただくことや、仕事や学校等を休まれることも、感染拡大防止並びに本人の重症化予防にもつながる取組と考えております。

○16番（市原隆生君） ありがとうございます。本当に今、課長が言われたように衛生管理を徹底し、また厳しくしたところから、高齢者の死亡者数がどんどん減っているというようにもお聞きをしましたし、今般、今回の決算委員会でも資料をお示ししていただいた中で、後期高齢者医療費が黒字になっているというような部分もあったみたいですが。そういった「隠れたよい部分」といったらちょっと語弊があるかもしれませんが、いろいろな面がこのウイルス騒動がもう2年ぐらいたちますけれども、中であっているなという気がしておりますけれども、よいところというのは、きちっと精査して今後の市政運営に生かしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

続きまして、庁舎内の集団感染対策ということでお尋ねしたいと思います。

ウイルスは目に見えないので対策が非常に難しいわけでありますけれども、庁舎には多くの職員さんがおられますし、また多くの市民の方が出入りをされておられます。毎日たくさんの方が、特に1階、またグランドフロアにおられるわけでありますけれども、この本庁舎、また各出張所も含めて感染防止対策はどのようにされているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

感染対策としまして、昨年より水道局及び地区公民館に消毒効果のある電解水の生成器を設置し、市民や各施設に提供していますが、庁舎内にも電解水生成器を設置し、各部署で執務室の定期的な消毒や換気の実施、加えて感染症対策業務従事員や庁舎清掃委託事業者による共用部分の消毒作業を行っております。また、接客を行うカウンターやミーティングテーブル等、執務室にアクリル板を設置し飛沫感染を防止するとともに、来庁者の特に多いグランドフロアと1階には除菌脱臭装置を設置し、感染予防に努めています。来庁者には、庁舎出入り口での手指消毒、サーモカメラによる体温チェック、マスク着用等の御協力をお願いしております。

今後も、感染の状況を把握しながら必要な対策を取っていきたいと考えております。

○16番（市原隆生君） あと、この前、聞き取りをさせていただく中で、この本庁舎の中の1階、グランドフロアのところでは、目に見えない対策ではありますけれども、イオンを使ったウイルスをやっつける機器を設置して、付着した菌だけではなく、また個人が持っているであろうウイルス対策という部分だけではなくて、空気中の浮遊しているそういったウイルスがいたとしたら、そこをやっつけてやるというような対策をして、1階とグランドフロアにはそういう手を打ってあるというふうにお聞きをしましたがけれども、その辺

のちょっと説明をしていただけたらと思うのですけれども、どうでしょうか。

○総務課長（牧 宏爾君） 今、議員さんが言われたように、グランドフロアと1階にイオンを使った除菌脱臭を行う装置ですね、それを24時間稼働させて感染予防に努めています。それ、イオンが各テーブル等様々なところに付着して菌を除菌していくというふうになっております。

○16番（市原隆生君） 私も受付のところで聞いたら、「目の前にありますよ」ということで、かなり大きな機具が置いてあって、そういった手を打っているということでありました。

今置いておられるそのイオンの機器の性能について、ウイルスをやっつける、不活性化させるという等の効果があるのかどうか。また、そういった機器、当然その運転、そこに備えるのにも費用がかかりますし、また運転していく、24時間ずっと回しているということでありましたけれども、そういった運転資金もかかってくる中で、その辺の効果というのは、そのイオンがウイルスをやっつけてくれる効果というのは、どの程度あるということによって把握しておられるのか。その点はいかがでしょうか。

○総務課長（牧 宏爾君） 機器の導入に当たりましては、事業者等の説明を伺いながら、様々な実証効果を確認した上で入れております。現実的な効果というのは、なかなかちょっとはかることができませんが、可能な取り得る対策について積極的に取り組んでいるというところではあります。

○16番（市原隆生君） そうですね、目に見えないものですから、なかなか目に見えたことでのその確認というのは難しい。これはそうだと思います。ただ、今入れておられるのが1階とグランドフロアの部分ということでありましたけれども、当然3階以降も職員の方はたくさんおられますし、また来庁者、いろんな用事で来られる方があるわけでありまして。そういった中で、例えば1つの課の中で感染者とまではいなくても、その家族、またはお知り合いの方で感染者が出て濃厚接触者というような判断がされたときに、1つの課丸々何日間かお休みになったということでも今対応しているというふうにお聞きをいたしました。これは1階、グランドフロアだけではなくて、3階から上5階までずっと様々な課が入っていて、当然職員また来庁者等様々な方が出入りをするわけでありまして。

そういった中で、1階、グランドフロア並みのことではなくても、何らかのそういったウイルス対策というのを、もちろん消毒液、またマスクの着用等というのは当然されておられますけれども、そういったこと以外に対策というのが必要ではないかというふうに思っております。ここは質問というよりも、私の意見として言わせていただけたらというふうに思っております。

また、そういったことも含めて、今度は教育委員会のほうにお聞きをしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

今、幼・小・中学校でこの感染防止対策というのはどのようにされているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えをいたします。

幼稚園・小中学校の感染症対策としては、マスクの着用、手洗いの励行、給食時間の黙食、昇降口や各教室への消毒液の設置、常時換気、健康観察カードの配布等を実施するとともに、抗原検査キットの配布、感染症対策業務従事員による消毒を行っております。

○16番（市原隆生君） この今回の補正予算の中でも、全児童生徒に対してリモート授業ができるような対策を取っていただきました。今まで約1割の家庭でこういったWi-Fiの環境がないから、リモート授業といってもタブレット等に課題を落とし込んでそれをやってきていただくぐらいのことしか最初はできなかったけれども、今後は各家庭でリモート授業がリアルタイムでできるということになるのではないかとこのように思っています。リモート授業ができる環境が出来上がるということは、大変素晴らしいことだという

ふうには思っておりますけれども、ただそこに頼っていただきたくないなというふうには思っております。

この夏にちょうど大学の先生とお話しする機会があって、今の大学2年生の方が非常に大変だということでありました。この方たちは本当、2年前に春の段階で入学式がまずなくなりましてですね。というのが、新型コロナウイルスがはやり出してすぐだったので、こういった対応をしていいのか分からない。今よりもかなり少ない数の感染者の数が毎日報告されていたかとは思うのですけれども、このかなり少ない数であっても、対応の仕方が分からないということで、ほとんどの大学で入学式が中止、それから授業も始まりましたが、大学に来て授業というのはできないで、その大学はどうされたかというのと、当時、中国からの発症ですから、部品がそろわないということでパソコンがない、できないのですね。どこの電気屋さんに行ってもパソコンが売り切れでないのですね。結局部品が入らないのでできない。パソコンを買うこともできない。数がそろわないのだけでも、学内にあるパソコンをかき集めて何とか全学生に対してそういったリモート授業の環境が整いましたというふうに言われておりました。

だから、当然新しく入学される方でWi-Fiの環境のない学生にもそういった環境をつくってあげたのではないかなというふうに思いますけれども、そういったことをやって授業を始めたのですけれども、それがほとんどもう1年間大学に来ることなく、同じ学生、同級生として顔を合わせることなく1年間過ぎて、やっとこのコロナウイルスがどんなものなのかと分かった頃で、1年たってやっと対面授業というのが始まったけれども、やはりその辺の大学の教育としての在り方として本当に申し訳なかったなというふうには思っておりますというようなことをその先生はおっしゃってまして、やはり対面でやるのとリモートでやるのでは全く違いますねということもおっしゃっておりました。

これが小さい子どもたちについてどういうふうに関わってくるのか分かりませんが、そういった結果の差というのは出てきますよというふうに言われておりましたので、ぜひ、このリモート環境ができるわけでありまして、そこに頼るのではなくて、しっかりと対面授業ができる環境をなるべくいい形でつくってあげていただきたい。これをお願いしたいわけでありまして。

それで、これ、冬でもこういった授業をやりますかと、この前お聞きしたら、窓を開けてやりますという、課長はおっしゃっていたのですけれども、そこでウイルスにどのぐらいまで対応しないといけないのか。例えば今年の冬、窓を開けて授業をしますけれども、今回冬をしのいだら、あとはちゃんとできますよ、ウイルスが収まってできますよというふうに考えておられるのか。その点はどのようにお考えですか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、各教室ではエアコンを入れたまま窓を開けて常時換気を行い感染症対策を行っておりますが、加えてサーキュレーターの使用や加湿タイプ、プラズマ式などの空気清浄機を活用したり、さらに一部の学校図書館では、書籍を紫外線で除菌する装置を活用したりする等様々な感染防止対策に努めているところでございます。

○16番（市原隆生君） ですから、紫外線はいいのです。本なんかに紫外線で殺菌するというのはいいのですけれども、紫外線というのは人体に使いませんからね。紫外線でウイルスをやっつける装置になるのですけれども、それは天井のほうだけに照らして、人体に、体に当たらないような形にして使用すると、その紫外線を横切ったウイルスだけやっつけることができる。下にいるウイルスには全く手が出せないようなのですけれども、そういったことはいいのですけれども、今、この冬しばらく辛抱してくださいね、そういった形でプラズマ式の清浄機等を使って対策をやりまして。ただ空気清浄機というのはウイルスを

やっつけるわけではないので、ちょっと空気を移動させるぐらいの効果しかないというふうに言われております。そういった環境の中で窓を開けてやる。それで寒い中で授業をやるわけですが、これは今年の冬で終わるのでしょうか。いかがですか。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症の収束につきましては、国の専門家会議の見解もはっきりと示されていない状況であり、新たな変異株の発生など、先が見えない状況が続いているということでございます。

○16番（市原隆生君） ですから、分からないということでもいいのですか。これが、もし今年の冬収まらなかったら、このままだと来年も寒い中で授業をやらないとしようがないということになるわけですね。ですから、そこを何とか変えていただきたいという思いでちょっとこの項目、多く質問を組んだわけでありましてけれども、私、これ、いろんなさっき言った紫外線の方法とかイオンを使った、あともう1個、オゾンを使ったやつとか、今いろんなウイルスをやっつけることのできる機器というのが出ているみたいなのですが、私、この7月、8月で全……、これは富田林市という大阪の市なのですが、そこでこういったオゾン発生器を全教室につけて対応するというようなので、聞いてみました。聞いてみたのですけれども、7月、8月につけて2学期から運用するので、どういったものになるのかわかりませんよということだったのですね。ただ、うちもずっと前から使われているところに聞いたのですよということで、紹介してもらったのが、皆さんよく御存じの大阪桐蔭高校、ここは野球部で有名ですが、非常に進学校でも有名で、すごく偏差値の高い学校でびっくりしたのですけれども、そこでもう10年以上このオゾン発生器を使ってやっているというのですけれども、これはもともとコロナウイルスではなくて、インフルエンザ対策で何か入れてくれ、こういうものを入れてくれとって保護者のほうから要望があって入れました。もう10年以上使っていますということで、あと、4年ぐらい前に何か新しい機器を入れ替えたというようなことをおっしゃっていました。

どんな感じで授業をやっているのですかということをお聞きしたのですね。窓はどうでしょうか、うちなんかは小学校も、小さい子も皆窓を開けてやっているというのですけれども、どうでしょうかと聞いたら、いや、窓はちゃんと閉めてやっていますよ。中で循環させる必要はない、中でオゾンがちゃんとやっつけてくれるということなのですね。そういった窓を開けないでやっていますけれども、休み時間はさすがに換気のために窓を開けて、授業が始まったらまた閉めてやります。ただ一部クラスによっては窓をちょっと開けてやっているところもありますねというようなお答えでした。

そういった効果のあるもので、こうもおっしゃっていました、これはインフルエンザの下で導入したわけですから、今まで十何年やっている中で当然インフルエンザにかかった生徒も少ない数ではありませんよ。でも、学校の中で広がったということは、今まで一回もありませんでしたということでありました。そこそこ効果があるのかな、そういったデータとか信用できるのかなというふうに思いましたし、そういった冬寒い中、例えば中学校だと北中とか朝中とか結構高いところにある学校があって、冬は北風が非常に中に吹き込むようなところがあります。また東山なんかもそうですよね。

そういったところで、窓を閉めてせめて授業ができるような態勢をとっていただけないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

学校へのプラズマ式などの空気清浄機の導入については、既に教育部のほうで検討しております。費用の試算も現在行っています。コロナ対策として議員御指摘のオゾンを使ったものや紫外線を活用したものなど様々な製品が出されておりますが、未知のウイルスに対する対策を今後とも調査研究を行いながら感染予防に努めたいと考えております。

○16番（市原隆生君） いろんな方式が出て、素人だとなかなか検証することはできない。当然ウイルスなんかは目に見えないわけですから、どれだけやっつけたというのも目に見えないわけです。ところが、いろんなメーカーがそれぞれ信用されるデータ、数字というのを出しているかと思えますから、そこはきちっと精査して、費用的なこともあるかと思えますけれども、この辺きちっと精査をして、一日も早く冬寒い中で窓を開けて授業をしないでいいように、また、夏は暑い中でエアコンは回しているけれども、窓は全開で授業をやらなければいけないというような状況にならないように、一日も早く手を打っていただきたい、このことをお願いしたいと思えますので、よろしくお願いします。

それから、このウイルスに関して、医療についてというふうに最初にテーマを掲げさせていただきましたけれども、要は正しい情報を提供していただきたいということであります。議案質疑でもあったかと思うのですが、保健所によって数字、例えば死者数とか重症者数というのが分かると言われてるところと、なかなか県の保健所に聞いても分からないというような答弁があったり、この辺どういった形で県の保健所がそういった発表ができないのかというのは分かりませんが、やはりいろんな正しい数字を提示をして、実際こうなのだからこういう行動を取ってくださいねと言わないと、ただただ感覚的に何か増えましたから外出を控えてくださいとか、飲食早く閉めてくださいとか、これだけだとちょっともう納得しない状況ではないかなというふうに思います。

少し前に東京で8月ぐらいだったかと思うのですが、東京ですごく1日の感染者数がわあっと増えたときに、東京の方にお聞きをしたら、結構若い方が、ワクチンを打っていない若い方が言う事聞かないで、結構飲んでわあっと盛り上がっているのですというような話もちよっと聞いたりしたのですね。そういったきちとしたデータを示して正しい対処の方法というのをきちっと言ってくれないと、感覚的なことだけではもはや抑えること、人の心を抑えることができなくなってきているのではないかというふうに思います。

ですから、こういった情報提供、正しい数字を適確に公表していただきたいというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○いきいき健幸部長（内田 剛君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が確認されて約1年半がたち、様々な調査研究結果等新たな情報が随時発信されている状況です。その中で例えば不織布マスクや布マスク、ウレタンマスクなどの効果の違いや季節に応じた着用方法、様々な場所で設置されているアクリル板等のスペースに応じた設置方法や、職場や家庭等における適切な換気方法、外出時の注意点等の情報は、感染予防に対して有効なポイントとなると考えております。

こういった情報をはじめ市民並びに多くの方々に向けて正しい情報を国や専門機関等が示す情報に留意し、また感染状況に応じて優先的に伝えるべき情報がどれなのかなどを整理しながら、適切な時期に様々な媒体を活用して市として情報の提供や収集に努めてまいりたいと考えております。

○16番（市原隆生君） よろしく申し上げます。このコロナというのが、全く収束してゼロにはならないというふうに言われております。私もそう思います。しばらく付き合っていないといけないというようなことも言われておりますけれども、そういった中で大変今、別府市も大きな打撃を受けているわけですが、経済活動が抑え込まれて非常に大変な状況になっております。一日も早くそういったところも解決できるように正しい情報と、それから、そういったことからの、私たちに正しい行動の仕方というものを示していただきたい、このことを強くお願いして、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございました。

次に、下水道の計画についてということでお尋ねをします。よろしくお願いします。

道路の傾斜と接続ということなのですが、やはり別府市は坂のまちで、本管を引

いてありますけれども、なかなか自分の家からつなげにくい。つなげると何か逆流をしてしまうというような部分もあってということもお聞きをしたところであります。そういった方に対してどのような支援ができるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○上下水道局下水道課長（田邊和也君） お答えいたします。

下水道管路の計画ですが、まず測量を行い、道路の高さや宅地内の高さ、形状の測定など詳細な調査をした後に計画しています。

道路より低い宅地についても、接続できるように道路内の下水道本管を深い位置に埋設するなど、宅地からの排水が自然に流せるように計画しています。また、宅地ごとに設置する公共ますの位置については、車庫の部分や既存浄化槽の近くなどに計画し、接続しやすく、宅地所有者が行う配管工事が安価でできるような位置に計画しております。しかしながら、下水道本管の深さについては、どうしても限界がありますので、宅地のほうが低くて流せない場合が、ごくまれにあります。そういった場合には、宅地所有者にポンプなどの施設を設置していただき、汚水をくみ上げて下水道本管に流していただくこととなります。

これら接続についての支援策としましては、別府市水洗便所改造資金貸付け制度があり、無利子で42万円の貸付けを行っています。

公共下水道への接続に関して疑問や相談などがあれば相談していただき、今後とも下水道を利用していただけるように努めてまいります。

○16番（市原隆生君） 坂の上に本当に建っております、あちこちの家は。そういった声をお聞きしたときに本当だなと。私の住んでいるところはちょっと、結構平らなところだったものですから、実感がなかったのですけれども、やっぱりお聞きして実際現場を見ますと、素人でどういうふうにつながられるのかとかいうことも分かりませんが、難しい、そういった相談した方というのは、一回そういう、やりかけたのだろうというふうに思うのですけれども、そういった支援策があるということでもありますので、ぜひとも、そういった相談があった方がよく納得いただくように相談に乗っていただいて、一日も早く喜んで使っていただけるようにやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

当然その下水道計画については、人口減少もあって、また家がどんどん空き家になっているという現状も踏まえて、その本管を通すことを断念したというような報告もいただいたところがあります。

そういった中で、浄化槽の導入推進ということがなされないといけないなというふうに思うわけですが、単独を使われているところからやはり性能がいい合併にしたいというふうに言われている、そういう意識を持っている方って、やっぱり浄化槽を使っている方というのはそういうふう感じておられるのだというふうに思います。我々が、私なんかは思っている以上に、そういった単独と合併の違いというのはよく分かっておられて、そういった意識も持っておられるわけですが、こういった単独から合併へというようなことを考えておられる方に、どのような支援ができるのかお尋ねしたいと思います。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

今年度からは、生活排水処理施設区域の見直しによりまして、公共下水道が整備されない地域の方々につきましても、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えに伴う経済的負担を減らすために、3つの補助メニューを新設いたしまして拡充をしているところでございます。

具体的な補助内容といたしましては、新築による設置、あるいは既存の合併処理浄化槽からの設置替えは、従来どおり補助対象外となるところではございますが、本年度から始

めました単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えにつきましては、まず県と市を合わせ上限 20 万円の上乗せ補助、2 つ目といたしまして、単独処理浄化槽の撤去費用に対する補助で、国・県・市合わせて上限の 9 万円、さらに 3 つ目といたしまして、国・県・市合わせ上限 30 万円の宅内配管工事費用の補助を新設したところでございます。

- 16 番（市原隆生君） 今まで計画があったけれども、なくなったというところで、期待をされていた方もあるようであります。そこが浄化槽で今後行くのだということになりましたら、やはり合併で出てくる水というのは本当に飲めるのだということ、私なんかの公明党の先輩議員であります弘友さんという方が、私は何回もこの議場でも言わせていただいているのですけれども、この合併浄化槽を推進して、実際飲めるのだと言って目の前で浄化槽から出てくる水を飲まれたというお話も聞いております。そのぐらいのきれいな水が出てくるということでもありますので、ぜひともこの推進にいい支援をしていただけるように今後とも頑張っていたきたいことをお願いして、次の項目に移らせていただきます。ありがとうございました。

自治組織についてということでもあります。

これ、この質問項目を本当は 6 月にしたかったのですけれども、6 月はちょっとコロナの関係で代表の穴井さんに 1 問だけ託して代表で質問をしていただきましたので、この質問を 6 月の議会ですることができませんでした。

でも、この 3 か月の間に大分状況が変わってきたなというふうに思っております。6 月と言うと、4 月ぐらいに新しく会長になられた方から、中規模多機能自治についてどうしたらいいのかというような声があったわけですけれども、この数か月を経る中で様々な理解が進んで、あまりそういった声が出なくなったし、何かすごくこう、こんなことができるのだというふうに捉えて頑張っておられる姿もお見受けするところがあります。

この件について、ちょっと室長ともやり取りをさせていただいたのですけれども、今後のこの持っていき方についてどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

- 市長公室長兼自治連携課長（山内弘美君） お答えいたします。

現在、ひとまもり・まちまもり協議会は、市内 7 つの全地域に設立され、それぞれの協議会が主体的に取り組んでいるところです。職員も協議会の皆さんの話し合いの場に参加しながら、事業計画や事務処理のサポートを行っておりますが、本来の地域課題を導き出し解決につなげるといったことまではなかなかたどり着かず、また設立間もない協議会では、会議の進め方など特段の支援も必要と思われまます。

しかしながら、中規模多機能自治に向けて協議会の設立や自治会、団体による横の連携、協力体制など組織の形成は進んできておりますので、今後は人的支援となる職員が、様々な引き出しから事業提案を行うなどスキルの向上に努めるとともに、地域コミュニティーの在り方が見直される中でもありますので、地域の力を十分発揮できるように、そして浸透するまではある程度の時間も必要であろうかとは思いますが、中規模多機能自治に向けて歩みを進めてまいりたいと考えております。

- 16 番（市原隆生君） ありがとうございます。この数か月を見る中ですごく変化を私も感じておりますし、さらにこれから進めていく中でよいものにしていけたらというふうに思っておりますし、その辺の支援をさらにしていただきたいということをお願いして、次の民生委員についてお尋ねをしたいと思います。

私の町でもそうなのですけれども、お二人おられた民生委員さんが、ある日突然逝去されていなくなって、今お一人が頑張っているという状況が続いております。どこも、「どこも」と言ったら語弊がありますが、そういった、ある町の方に聞いたら、うちはおらぬよと言われているところもありました。そういったところばかりではないのだというふうには思いますけれども、確かに数が、これだけの体制でいきたいというところが、

やはり欠員が出てある程度の負担が増えている民生委員の方もあってはならないかというふうに思うのですね。それで、前、私は何回か民生委員さんの制度についていろんな質問をさせていただきましたけれども、こういった民生委員さんに関わってくるお仕事というか、この点は前に比べて、前に比べてという時点がちょっと曖昧ですけども、増えているのか減っているのか、その辺はいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された委員で、社会奉仕の精神を持って地域における社会福祉の増進に努める民間の奉仕者であり、それぞれの地域において様々な悩みや問題を抱えたり、経済的、社会的、あるいは経済的に困った状況にある方々に対し、その問題解決に向けたお手伝いをするため、福祉関係機関などと協力しながら様々な支援と活動を行っております。

○16番（市原隆生君） 欠員が出て、総体としてこれだけいてもらいたいという中で、やはり何ほかそこまで達していないということでもありますけれども、それでやはり困るのは、民生委員さんはもちろんいろんな仕事、ほかの方の分も増えたりして大変でしょうけれども、その分少ない人数でカバーしていただくその地域についても、やはり地域の方も困ってくるのではないかなというふうに思うわけです。それで、その辺の対策についてどのようにお考えか、お答えください。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

民生委員児童委員は、本年8月末時点定員255名に対しまして8名欠員しており、247名で活動しております。

欠員が出た場合の対応につきましては、17地区あり、それぞれ地区ごとに協議をさせていただいておりますが、地域の方からの御相談、また生活保護の申請時や児童扶養手当申請時の意見書の提出が必要な場合等は、地区の会長、または同じ町内の民生委員をお願いをして対応いただいているところです。

○16番（市原隆生君） そうだと思いますけれども、やはりそういった中で欠員が出た分、人材がそろわない分だけ、今頑張らせていただいている方にしわ寄せが行くということは、容易に分かるわけでありまして。そういったところをカバーできるのですね。本当に前も、高齢者の方が頑張っていて、民生委員させていただいているという状況を変えていく。そこをこれからそういう状況を変えていくことについて考えていってもらいたいということもお願いしたところでありますけれども、引き続きそのことをお願いしておきたいというふうに思います。

この項目の最後の「地域内公共物の管理」というふうに私は書かせていただきましたけれども、地域で道路、特に別府の中だと水路なんか大きく掘られたところですね。例えば草木が茂って、地元の地域の方から「何とかならぬのか」と言っておった中で、当然例えば水路であれば道路河川、今は都市整備のほうでしょうか、お願いをしたりということもあるかと思いますが、自前でできるよというようなときに、私も地域の水路掃除をやったことがあるのですけれども、そのときに様々なごみが出ます。そういったのをそのときには自分のところの家に大きなごみ袋3つか4つぐらい持って帰って、次の収集日に出したというような経緯がありますけれども、地域で何かやったときにそういった、例えばごみ処理なんかの対応をしていただきたいというふうな要望があるのですけれども、その点どのように応えていただけるのかお尋ねしたいと思います。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

市民の皆様方には道路、水路等、日頃よりボランティア活動等できれいにさせていただき、大変ありがとうございます。

今御質問の、ボランティア活動等によって発生したごみについてですが、道路や水路の

清掃による出たごみについては、都市整備課のほうでも回収をさせていただきます。また、生活環境課のほうでも、ボランティア活動によるごみとして、後日一括して回収も行っております。活動の際は、事前に御相談等をいただければと思います。

- 16 番（市原隆生君） 連絡をすれば行きますよということで、よろしいですね。ルールに沿わないごみを出すと、シールを貼られてそこに置いてあるということがよくあるのですけれども、そういった連絡を一本くれたらちゃんと対応しますということだと思います。ぜひよろしく願いをいたします。

では、最後に共同調理場の運営についてということでお尋ねさせていただきます。

最初の食材の仕入れにつきましては、安部一郎議員さんもお尋ねになっておられましたけれども、地域のこれまでの業者を利用することも考えて進めるということだったというふうに思います。これまでの単独調理場が運営されている中で、形式的にといたら大変に失礼なのであれなのですけれども、年に1回給食運営委員会というものが開かれて、そこで食材の仕入れ等どのようにしますかということのを年に1回確認をして、どこの業者さんをお願いしようということを決めていくわけでありましてけれども、今後、共同調理場一本になったときにこの給食運営委員会ですかね、これはどのように機能しているのか、その点お尋ねしたいと思います。

（議長交代、議長松川章三君、議長席に着く）

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

給食運営委員会ですけれども、議員が言われるように学校によって多少の違いはありますけれども、学校長をはじめ学校栄養士、養護教諭など給食に関わりの深い教職員に加えまして、学校薬剤師、PTA代表など学校外の方を委員会の構成員としております。

また、主な協議内容につきましては、納入業者の登録、物資購入に関することや給食費に関するもののほか、物資購入の予算決定、予算・決算についても審議するなど、主に学校給食の適切な運営について、学校長が委員長になって協議をしております。

新しい共同調理場ができます際の運営につきましては、現在検討中でございますので、この給食運営委員会が担っている事項につきましても、それを併せて検討していきたいというふうに考えております。

- 16 番（市原隆生君） よろしくお願ひします。

それから、最後に今からの準備ということなのですけれども、この共同調理場の質問についても何人かの方がされました。教育委員会として日本一の給食を提供するというところで、非常に目標を高く掲げていただいているわけでありましてけれども、これは今からでもできる動きというか、できると思います。私は今までの議会でも何回かさせていただきました。それは、小学校のときおいしかったけれども、中学校になると「う……ん」と言って残菜が非常に多い。今もお聞きしたところ、そんなにまだ減っていないというような状況だというふうに思います。この共同調理場に移行するということには、市内の全小中幼まで全部ここで作っていただくということになるかと思ひます。

そこで、今のような残菜が多いということは、やはり子どもたちの好みとか嗜好が調理される方に届いていないというふうに思っております。だから、そこだけつなげていただいたらいろんな、やはり残菜の多さを見て、調理される方も心を痛めているのですよ、何でこんなに食べてもらえぬのだろうかということですね。そこを解消するには、やはり子どもたちの声をきちっと吸い上げて、調理する方に伝えていただくということを今からやってもらいたい。でないと、今この状況が続いて、幾ら最新の機械が入りますよといつても、作るものが、それは確かに大人が食べて、料理の鉄人のような方が食べて、「うん、これは」と言つてうなるような料理を作つたとしても、子どもたちが食べてくれなかつたら日本一にならないと私は思ひます。だから、日本一というのは、日本一残菜の少ない

調理場にしていだきたい。そのことを目指してやっていだきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

現在、中学校を主に担っております共同調理場でございますけれども、献立表と一緒に各中学校が日々の献立や1か月間を通しました献立に対する意見を記入する用紙を配布して集約しております。現共同調理場には、焼き物調理器やスチームコンベクションオーブンなどが無いなど、献立には制限はありますが、各中学校から集約した意見を踏まえ、学校給食法で定められた栄養摂取基準や旬の食材、地場産物の活用などを考慮するとともに、生徒の嗜好なども取り入れながら、新共同調理場で日本一おいしい給食を提供するための準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○16番（市原隆生君） 重ねてお願いします。日本一おいしい、イコール日本一残菜の少ない給食にしていだきたい。このことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松川章三君） これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日22日から26日までの5日間は、休日及び事務整理等のため本会議を休会とし、次の本会議は、27日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時46分 散会

